

# 衆議院法務委員会議録 第三十四号

昭和三十一年五月十二日(土曜日)  
午後零時二十五分開議

出席委員  
委員長 高橋 祐一君

理事高瀬 喬吉君  
理事池田 淳志君  
理事椎名 隆君

理事猪俣 浩三君  
傳君 理事福井 盛太君

理事菊地養之輔君  
犬養 健君

小島 錢三君  
渡海元三郎君

花村 四郎君  
松永 東君

神近 市子君  
平田 ヒデ君

古屋 貞雄君  
山口シヅエ君

野木 新一君  
志賀 義雄君

横堤町に大阪拘置所移転促進に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第二一七六号)

の審査を本委員会に付託された。

五月十二日  
委員三木武夫君、松尾トシ子君、横井太郎君及び佐竹晴記君辞任につき、その補欠として加藤精三君、平田ヒデ君、渡海元三郎君及び福田昌子君が議長の指名で委員に選任された。

五月十二日  
横堤町に大阪拘置所移転促進に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第二一七六号)

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件  
壳春防止法案(内閣提出第一一七一号)

壳春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案(片山哲君外十一名提出、衆法第二八号)

壳春に係る処罰、保安処分及び更生保護に関する法律案(片山哲君外十四名提出、衆法第三四号)

所法等の一部を改正する法律案(片山哲君外十四名提出、衆法第三四号)

保護に関する法律の施行に伴う裁判所法等の一部を改正する法律案(片山哲君外十四名提出、衆法第三四号)

高橋 嘉義君  
岸本 義広君

○高橋委員長 これより法務委員会を開会いたします。

出席政府委員

委員外の出席者

総務事務官(婦人部行政課長)

労働事務官(婦人部行政課長)

少年局婦人課長

法務事務官(事務次官)

岸本 義広君

開会いたしました。

壳春防止法案について質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。眞鍋儀十君。

○眞鍋委員 すべての立法がそうでなければならぬと同様に、特に今回の壳春防止法案は処罰の対象となると予想されるものが最初から何十万かきまつておるよう思われますので、この立法に当りましては、私どもが特に注意をして万全を期してあげなければならぬと考えておりますので、そういう建前から、主として補導、保護更生、こういった面について政府のお考え方をただしておきたいと考えておるわけござります。大体、根本的な対策としましては、倫理、道徳を基本とする文教関係や、健康、衛生を中心とする厚生関係、社会秩序の方面から見た法務省の関係、それから貧困家庭の婦女等の社会福祉施設の関係等についてお尋ねをしてみるわけでございます。

私がまず心配いたしておりますのは、今まで赤線、青線、近くはまた白線といふものができているようですが、一応密集した場所においては比較的取締りが行き届いた面があつたのでございますが、今度そこから野放しといふことになりますと、業者などの手から解放されて、新たにもつと悪らつな町のところといったような方面がこれに爪牙を伸ばすというような心配もござりますので、特に行き届いた保護更生の施設が伴わなければ心配があるのです。

○安田(最)政府委員 お話をよろしくお尋ねいたします。

大体、当局のお考え方では、どのくら

い壳春婦といふものの実数があつて、それがこの法の実施によって保護更生されなければならないものでございま

かないのではないかとか、そういう

実情を見ますときに、保護更生の面はこれは並み大ていのことではうまくい

かないのではないかとか、そういう

心配をいたしておりますのでございま

す。大体、当局のお考え方では、どのくら

い壳春婦といふものの実数があつて、

それがこの法の実施によって保護更生されなければならないものでございま

せん。まだそこに残つておる者

もあるようござりますし、こういう

状況を見ますときに、保護更生の面は

これは並み大ていのことではうまくい

かないのではないかとか、そういう

心配をいたしておりますのでございま

す。

○安田(最)政府委員 お話をよろしくお尋ねいたします。

大体、当局のお考え方では、どのくら

い壳春婦といふものの実数があつて、それがこの法の実施によって保護更生されなければならないものでございま

せん。まだそこに残つておる者

もあるようござりますし、こういう

状況を見ますときに、保護更生の面は

これは並み大ていのことではうまくい

かないのではないかとか、そういう

心配をいたしておりますのでございま

す。大体、当局のお考え方では、どのくら

い壳春婦といふものの実数があつて、

それがこの法の実施によって保護更生

されなければならないものでございま

せん。まだそこに残つておる者

もあるようござりますし、こういう

状況を見ますときに、保護更生の面は

これは並み大ていのことではうまくい

かないのではないかとか、そういう

心配をいたしておりますのでございま

す。

○安田(最)政府委員 お話をよろしくお尋ねいたします。

大体、当局のお考え方では、どのくら

い壳春婦といふものの実数があつて、

生の機関に入つてくるだらうかといふことも、なかなかつかめないような実情でござります。ただ、今度の法案では、受け入れ態勢がはなはだ不安な感

情でござりますと、刑罰法規が実際に施行になりますまで若干の期間もございま

ります。そこで、この法律が公布になれば、それに伴つてどういうふうに業者なりあ

るは従業婦が影響を受けるかといふ幸いにして、先般調布の業者が自発的に廃業いたしまして、一つのケースを示してくれたわけでござりますけれども、わざか十四軒、六、七十人の従業

婦が処分されるといふ小さい廃業でありますにもかかわりませず、昨年の十一月から本年の三月くらいまでかかるて廃業がなかなかうまくいかつておりません。まだそこに残つておる者

も考えておる次第でござります。それらの動きによりまして、さらに万全な措置をとつて参りたい、こういうふうに考えております。

それから、先ほど調布の壳春業者の転廃業の問題のお話があつたのでありますけれども、これにつきましては、私ども、実は、婦人の更生施設を行なつておられる次第でござります。それで、これにつきましては、

転廃業の問題のお話があつたのでありますけれども、これにつきましては、

私ども、実は、婦人の更生施設を行なつておられます方に調査に行つていただいたわけでござります。従業婦を

集めまして懇談会をいたしまして、もし困る場合には私どもにも来てくれといふことは、警察等を通じましてもまた相談等に来た

ただけいたわけでござります。従業婦を

集めまして懇談会をいたしまして、も

しかつておりますのは、結婚をした人が二人で、あとの方がどうなつたかと

いうことは、警察等を通じましてもまたよくわからない、また相談等に来た

者もないといふような状況であります。

○眞鍋委員 実数をお尋ねいたしましたのは、調布のことばかりではなく、この法の対象となるべき总数、大

体壳春婦がどのくらいあるかといふことをお尋ねいたしました。

○安田(最)政府委員 壳春婦の全体の数は、これは昭和二十八年の十月に各府

そういうふうな調査をなさつておるようであります。その数字を突き合せまして、私どもが大体推定いたしましたのは、十七、八万人ではなかろうかということです。そこで、その後期間がたち、状況もいろいろ変わつておりますので、確かなことはわかりませんけれども、一応、この法案を作りますに当りますは、大体十七、八万人ということを考えておつた次第でございます。その中で、いわゆる赤線、それから青線といふように、比較的まとまつた形であります者が八万四、五千人だろうというふうに見ております。重ねて申し上げますと、その中でどれだけの者が、それではすぐ施設の危険にならなければならぬだらうかということは、なかなか予測がむずかしいでございまして、この法案が公布になりました暁は、そういうふうな点につきましても大体の動向がつかめはしないか。幸いに猶予期間が一年有余ござりますので、その間にできるだけ少しずつなしくすしに方向転換をしていく措置をとつていただきたい、こういう考え方でございます。

開きが出来るわけがあるのでござります。最近私もある程度調べてみたところですが、公の診療所などには大体いたいというので、大体お上でこしらえております。いまますような強制検診を受けるトうなところには門前雀羅を張るといつたような状態でございまして、そのかわり、組合などでこしらえております。診療所などのときは千客万来といふわけで、この面をお調べになつたと、受け入れ態勢構成の上において大きな誤算が生じてくると思いますが、そうはお考えになりませんですか。

○安田(憲)政府委員 先ほどから申上げますように、確かな数字といふのはなかなかつかみにくいわけでございまして、厚生省が保健所を通して調べました数は、今眞鍋先生の御指摘になりましたよなうな接觸者調査でありますと、あるいは検診等を行いましたのを入れましても、せいぜい十六万ぐらいいであります。先ほど十七、八万人だ、こうと申しましたのは、そのほかに散闘等においてつかみにくいものも推定で入まして、大体十七、八万人だ、こういうことを申し上げたのであります。あるいは、これは推定が入つておりますから、若干の間違があることだと思つております。

○眞鍋委員 水かけ論でございますから、やめます。若干といふような程度のものではないかと思いますが、そういうおっしゃいますならば、それでよろしうございます。それにいたしましても、昨年の国会において、保護更生

の施設に政府の答弁の中で一番高い数字を示しておきましたのは八十億でございます。その次にぐつと下つて十六億円台であります。それが、その保護更生の施設を予算的措置をして出すという約束の出た今度の法案には、厚生省あたりでゼロにひとしい四千万とかいうような単位を持ってこられ、大体は都道府県に押しつけ仕事にしてしまった。それで、その都道府県に押しつけましたものの中でも、逃げられないものは婦人相談所だけで、あとは、婦人保護施設は設置することができるとしてありますから、やりたくないければ地方公共団体はやらなくて済むのですが、そんなたよらない法律を先に作つて、それで私は大丈夫だらうかと実は心配いたしておるわけでございますが、一体、政府がもぐるんでおられますする受け入れ態勢といふものでは、どのくらいの員数が処理できる見込みでござりますか。その以下の構想における受け入れ人数といふものを一つお示し願いたい。

昭和三十三年の四月一日でありますことをと等も考え合せまして、明年度は、とりあえず、とにかく各府県に婦人相談所を置く、同時にまた相談業務に從事いたしますために婦人相談員を置きます。これができるだけさばくよくな相談指導をやっていきたいと思つております。それでなおうまくかないものもございましょうから、それを引き受けける施設といたしまして保護施設を作らるわけでござります。御指摘のよろこびに、設けることができるといふことは、ははなはだ不徹底でござりますが、いろいろな事情もございましたし、また各府県ごとにいろいろ春の環境も違いますので、必ずしも各府県に一つ設けなければならぬということにきめますことがいかがかというような点もございまして、とりあえずはこういろいろなやり方で参ったわけでござりますけれども、この法案が公布になりますて、その後の状況を見まして、予算措置として必要でありますならば万全の方策を考えたいと思つて、次第でござります。

**○眞鍋委員** かりに政府の数字のよう  
に十七、八万人として、その中で特に  
収容しなければならぬ者はわずかなもの  
でありましようから、その数字をつ  
かまえて収容施設との比べ合せをする  
ことは適当ではないと思います。しか  
し、法務省の保護局でお出しになります  
した東京保護観察所における売春婦更  
生保護実施状況の中には、東京地検が  
扱つた売春関係の事件のうち起訴猶  
予にした六割について述べてございま  
すけれども、この起訴猶予のほとんど  
全部が老婆婦だというように書いてあ  
ります。従来、この保護更生の手当が  
万全でなかつたために、再び同種類の  
犯行を反復するおそれがある者をもそ  
のまま放せざるを得ない状態だつた  
と書いてござります。どうしても保護  
更生施設の完備と職業の補導などをや  
らなければならぬその対象員数は、  
政府のお考えになつておりますよりも  
もつと膨大なものでなければならぬと  
思ひますので、私は、甘い考えを捨て  
られて、ほんとうに法の運用をなきろ  
うというのならば、もう少しじつくり  
腰を据えて的確な数字をつかまえて、  
遺憾なきを期せられるように希望いた  
しております。

も心配でおまかせができない気持でありますから、実態にはきわめてうといでありますから、実態にはきわめてうといで、あらうということは想像いたします。もうとその直接の関係者の面からいろいろの問題を実例によって取り上げて、しっかりとこの法の運用に当つては出直していただきたいと思います。大体、私どもの調査したところでは、初等少年院もあれば中等少年院もあり特別少年院もありますが、しかし、この少年院に入れられた者は、初等少年院で補導の目的が達せられた者はきわめて少くて、それは順繰りに中等少年院に進級し、また特別少年院へと上つて参りまして、これを循環して長い間補導の目的を達しないという者が七〇%くらいはあると聞いておりますが、そういうことはございませんか。お係の方で御説明を願います。

に収容された者の犯罪行為ないしは虞犯行為は、窃盗が最も多いのですが、そのほか、詐欺とかあるいは横領とか、その他特別法犯、これは嘗て醜剣違反なんかが相当多いのですが、その他虞犯といふのがござります。その他の虞犯といふのがござりますが、こういろいろな罪名その他虞犯行為によりまして、収容されて参つておるのでござります。

むことがたやすいのでござります。少年につきましては、それをいたしておりませんので、的確な数はつかみ得ないでございます。しかしながら、われわれの考えでは、相当高度な成績をおさめておるものと考えております。的確な数字は申し上げかねますけれども、一応さように御了承願いたいと存います。

といふ業者証書等を受領させるよう導いておるのでございます。しかしながら、ただいま申し上げますように、学科教育ばかりじゃなくて、職業指導課をいたします。さような面から申しますと、必ずしも学校の教師の免状を持つたない方が——農業の指導をするとかなんとかいふうな必要性も起つて参りますので、全部が全部免状を持つ

び指導の実務若しくは担当すべき実科事務等に於ける職業補導關係の職務に從事する教官の資格は昭和二十五年八月十五日法務府人捕第一、六九三号官による採用又は昇任の基準についてに定められた資格によることができる。(2)短期大学の設立法第一〇九条による修業年限は二年又は三年のものを卒業した者又は

に収容された者の犯罪行為ないしは虞犯行為は、窃盗が最も多いのでござりますが、そのほか、詐欺とかあるいは横領とか、その他特別法犯、これは覚醒剤違反なんかが相当多いのでござります。その他虞犯といふのがございますが、こういろいろな罪名その他虞犯行為によりまして、収容されて参つておるのでござります。

これらの収容施設におきましては、大体一年から一年二、三ヶ月余りにわたりまして、いろいろ学科あるいは職業指導を中心いたしました補導をいたしまして、それぞれ教育を施し、目的を達した者につきましては、ほかに更生保護委員会といふのがございますが、その更生保護委員会で審査をせられた結果、仮退院もしくは退院の処置をとつておるのでござります。この少年院に収容いたしております子供たちは、いろいろな経歴を持った子供たちが多いのでございまして、これを教育していくことはなかなか困難でございます。しかしながら、学科教育をいたしますと同時に、主として職業指導をいたしまして、収容施設から放後独立の道が立てられるといふやうなことを考えまして、もっぱら教育を施しておるのでござります。お説の通り、その効果の万全を期することはなかなか困難でござりますが、まだこの施設を出ました者の再犯率等につきまして的確な数字をつかみ得ないのでござります。と申しますのは、この少年たちにつきましては、実は指紋の採取をいたしていないのでござります。刑務所へ収容されました者は全部指紋をとつておりますので、これが再犯をいたしました場合、割合再犯率をつかんでおります。

○渡部(善) 政府委員 お答え申し上げます。

ただいま申し上げました通り、少年院におきましては、いわゆる矯正教育を施すのでござります。従いまして、学科教育をいたしますと同時に、その者の今後のなりわいの道を立てさせることという意味から、職業指導をやっておるのでござります。御承知のように、こういった施設に参ります子供は、割合学校のきらいな子供たちが多いのでございまして、学科教育をいたそうと思いましても、なかなか十二分にいきかねるのでございまして、義務教育を十二分にやっていない者も相当入つておるわけであります。これらに対しましては、義務教育を受けさせて、それぞれ中等の教科を終えた

といふる卒業証書等を受領させるようになります。しかしながら、ただいま申し上げますように、学科教育ばかりじゃなくて、職業指導をいたします。さような面から申しほとんど、必ずしも学校の教師の免状を持つたない方が——農業の指導をするとかなんとかいろいろな必要性も起つて参りますので、全部が全部免状を持つた方というわけには参らないのでござります。

少年院の教官は現在のところ千六百五十四名おります。そのうち教員の免許証を持つておりますのは三百六名でござります。学歴を申し上げますと、大学を卒業した者が二百三十六名と、専門学校の卒業者が三百四十九名、中等学校もしくは新制高校卒業者が八百二名、高等小学校卒業者が二三百四十八名、小学校卒業者が十九名、こういうふうな状態に相なつておるのでござります。この高等小学校もしくは小学校と申しますのは、ただいま申しましたより農業の指導をいたしておられます人、あるいは竹かごの製造とか木工とか、そういうふうな技術の面で指導いたしております者も教官として採用しております。これをちょっと読み上げますと、「左の資格を有する者は、詮衡要領といふものを設けておりまして、これは昭和二十六年の通牒で出してあります。これをちょっと読み上げますと、「左の資格を有する者より学科試験、身体検査及び人物考査を行つて教官としての必要な学識及び適応性を有するかどうかを判定したらえ採用者を決定する。(1)学校教育法による高等学校又は旧中等学校令による中等学校を卒業した者で青少年の教育及

び指導の実務若しくは担当すべき実科有する者。但し職業補導関係の職務に從事する教官の資格は昭和二十五年八月十五日法務府人補第一、六九三号官にて定められたと同様の職業に三年以上の経験を有する者と同等以上の学歴があると認められる者」これを基準としたとして、採用試験を行なつて採用いたしておりますのでござります。なお、ちょっとと参考までに申し上げますが、矯正施設の中でも——刑務所でも矯正教育をやっておるのでございますが、刑務所と比較いたしますと、少年院の方の教育は相当学識が高くなつておりますので、その点もちよつとつけ加えて申し上げたいと思ひます。大体の比率を申し上げますと、少年院は、ただいま申しますと、とく教育が主になつておりますが、そのほかに、技官とかあるいは事務官、雇用人も全部含めて申し上げますと、ただいま申しますような教官の比率がさらに悪くなつて参るのでありますが、それにいたしましても、現在の少年院では、小学校卒業だけの者が二・五%，それから高等小学校、新制中学卒業以上の者が二〇%，それから新制高校卒業程度の者が四四・八%，それから専門学校卒業の者が一九・五%，大学卒業者が一二・三%といふことになつております。これを刑務所と比較いたしますと、刑務所の方では、小学校卒業者が二・三%，高等小学校卒業ないしは新制中学卒業程度の者が五八・二%，それから新制高校卒業者が三三・八%，専門学校卒業者

が三・七% 大学卒業者が一・〇% で、少年院の方では専門学校もしくは大学卒業者が約三三・三%、三割を占めておるという状態でござりますので、教育を中心としたしました職員の教育程度ないしは人物につきましては相当関

○眞鍋委員 大へんよく事情がわかりました。ことに、相当の教育を受けました者がその少年院の中に入つてきているのですから、そういう者に対しましてはやはりそれ相当の教官を差し向けて補導していくだけしかねればいけないだろうと思います。世間の評判では、簡単な見張りぐらいに使われたり看守程度の人が教官と称して相当からいぱりをしておりますために、補導せらるべき側の方で大分感じが悪いものがあるといふことでござります。刑務所と違いまして、労役に服させる場所ではなく、補導する場所でございますから、なるべくその者が信頼できるような教官を差し向けられて、下世話の言葉で言ふと、なめられるこのない補導のあり方を希望いたすものであります。

なぜそういうことを私が取り上げているかと申しますと、法務省の少年院でしばしば問題になつてきておりましてのは、リンチ事件です。暴力を振わなければ補導ができないというような考え方を持つたせることは、入つていく者についても、いい気持ではござりますまいし、また、教える方でも、暴力でいかなければ教育ができないような考え方では、目的は達せられないと思つてはあります。しかし、いはばはたる者を扱うするよりなどいう考え方で目下採用している状況でござります。

事件の発覚の端緒はどこだったかといふと、全身に傷を負うようなひどい目に久里浜の少年院であつたために、これを逃して警察に駆け込み訴えをしたというのが、この事件の発覚の発端でございます。私の聞くところによれば、このリンチ事件の教官は、公務員試験にも通つておらぬし、まあヨタ者の上りみみたいな者であつたといらわさが立つております。むろん御処分になつたと思うけれども、いまだに久里浜の少年院といふものは各少年院の中で最も有名なリンチの盛んなところだと申されております。現在そこにげて子供たちの身体検査をしてみればすぐ証拠が出ると言われているくらいでございますが、久里浜の少年院に對しては現在の情報は何もお持ちになつておりますんでしようか。

少年院の中に四種類の施設がございます。初等少年院、これは小さな子供でございます。それから中等少年院、これは年令十六才以上をおおむね収容いたす施設でございます。それから、もう一つが特別少年院と申します施設でございます。この特別少年院と申しますのは、最も遇身上困難を来たします性格を持つておる少年たち、こういふ少年院、これは主として精神あるいは身体の障害のあります子供たちをなおす施設でございます。それから、もう一つが特別少年院と申します施設でございます。この特別少年院と申しますのは、最も遇身上困難を來たします性格を持つておる少年たち、こういふ少年院、これは主として精神あるいは身体の障害のあります子供たちをなおす施設でございます。この特別少年院の一つなんですがございまして、まだいま申しますような少年たちを収容いたします関係から、施設が足らないところを急に広げました関係もござりまするけれども、実は以前刑務所であつた施設を転用いたしまして特別少年院に切りかえました施設でございます。ここに収容いたしております少年が、当日教官に対しましてまさかりを振り上げて切りつけまして、教官に重傷を負わしたのでござります。その際に、同僚の少年たちが、その加害者の少年を取り静め、また、かけつけました教官たちがその加害の〇少年に暴行を加えたという事件なんでございまして、この当該の少年が教官にまさかりを持って瀕死の重傷を加えた事件と関連を持った事件が本件なんでございます。その際に少年も臀部その他に傷を負つたのでございますが、どうも、真相を聞きますと、教官たちあるいは背中をなぐつたとか、あるいはしりをバットでなぐつたとかいうふうなことのほかに、同僚の少年たちが先生に加勢をいたしました

で、本当にやつたとれりやつしたのも  
加えられて、それが全部先生の責任に  
帰したよなきらいも見受けられるよ  
うに存するのでございます。いろいろ  
な事情があつたかと思ひまするが、こ  
の教官のうち三名が起訴されまして、  
二名は懲役八ヵ月、一名は懲役六ヵ  
月、三名ともいすれも二年間の執行猶  
予の判決を受けたのでござります。そ  
れで且下確定いたしたのでございま  
す。

さような状況で、この事件ははなは  
だ申しわけございませんが、さよろな  
いきさつから起つた事件なんでござい  
ますが、この特別少年院と申しますの  
は、たゞいま申しますよな少年たち  
を取容いたしておりますために、そ  
の処遇上非常なむずかしさを伴つてお  
るのでござります。私らの方でも、そ  
の原因をいろいろと調査し、いかにか  
らかといふので、あらゆる方面からこ  
れを検討いたしてるのでございます  
が、大体こういうふうな扱いにくらい  
少年たちは、よく調べてみますと、性  
格的に相当片寄つた少年たちなんでござ  
います。

少年院に入つております少年たちの  
精神状態を調査いたしました資料がござい  
ますが、それを大体申上げますと、  
正常な精神状態の者は約二八・八%、  
三割弱でござります。それから、運正  
常と申しまして、ますますこれならば  
普通として取り扱われるだろとういう  
状態の者が三八・五%でござります。  
それから、精神障害者、ただいま申し  
ますよな精神上に支障のあります者  
が三一・六%というふうに相なつてい  
るのでございます。大体三分の一は正

は精神に障害のある者といふように、大ざっぱなことを申しますと三分の一ずつに分れるのじゃないかと思うのでございます。その精神病障害の中では、精神病質の者が一・九%、それから精神病の者が一・三%、それから精神薄弱者が一・七・九%、こういうふうな状況を呈しているのでござります。従いまして、これら精神的な欠陥のあります者が大体いろいろな事故を起す少年たちでございまして、これらをいかに取り扱つていいたらいいかということに一番の悩みを現在持つてゐるのがわれわれ矯正職員でございます。これを科学的にいろいろ検討いたしまして、実は最近調査をいたしておりますと、まだ結果は出ておりませんが、ことしの二月から都下の大学の精神科の先生あるいは心理学の先生等を勤員していただきまして、三班に分けまして東京付近の特別少年院の少年たちを個々につきまして全部調べていただいたのでござります。そして、それらの調査の結果を集計いたしまして、これらの少年たちをいかに取り扱つていいたらよがろうかという、何らか一つの指針を持ちたいものだということで、資料を集めていただいているのが現状でござります。非常にこれらの少年たちを取り扱いますのは困難でございますが、目下われわれといたしましても懸命の努力をいたしているのでござります。

の日その日を送つておりますので、眞鍋委員におかれましても、一つ久里浜少年院をこらんになつていただきます。そこで、職員を激励していただきますが、まことに仕合せだと存する次第であります。

○眞鍋委員 なかなか、お心づかいもわかりまして、教育の困難さはよく納得ができます。しかし、こういう体罰のうわざの高い、常にリンチが行われるといふところに、この法律が通過いたしますと、十四才からのかわいい婦女子を送り込まなければならない親の身になつて私は考えてもらわなければいかぬと思う。まさか、こういう者と一緒に、この法律によつて生ずる保護更生施設としてからみ合わされるものではなかろうとも思いますけれども、あまりにも今日までのルーズな状態を見るにつけて、私には、根本的な大改革をする御決心がないと、この法律からそういうところに送り込むことは非常に心配されますので、あまりいい方のお役所からだけの報告を信じないで、民間からの情報もお取り入れになつた方がよからうと思ひます。少年院の脱走事件といふのはしばしば行わるものでござりますが、われわれの知つておる範囲では、このうち体罰、リンチといふものに対する恐怖観念が逃亡の動機になつております。これは私の私見でござります。しかし、この私見を裏づけるものに、現在平気でリンチをやつておるといううわざの高いところがある。それは多摩の少年院でござりますが、現在でも牢名主がおつて、この牢名主は一番乱暴者が選ばれておる、そういう事実がござります。

○渡部(善)政府委員 お答え申し上げます。仰せのことく、少年院から逃走する少年たちが相当ござります。その原因は種々あるのでございまして、一がい年院は、施設の設備からいたしまして、大体、閉鎖式のものと、半閉鎖のものと、開放のものと、三種類に分れておるのでござります。従いまして、開放の施設が本来から申しますと少年院としては最も理想的なものでござりますので、かくあらしめたいと実は考えておるのでございますが、少年たちに矯正教育を施すにつきましても、何と申しましても身柄を確保しておくことがまず大切なわけでございまして、さようなるところから、動搖期にあります少年たちにつきましては、やむを得ず強制的に身柄をとめ置く閉鎖もしくは半閉鎖の形式をとらざるを得ないのをございます。さようなところから、どうしても開放もしくは半開放の施設におきましては逃走も相当多いのでござります。しかしながら、目下だんだん逃走の事故は減りつつあるのでござります。大体、概数を申し上げますと、昭和二十五年には年間二千二百三十一名逃げたのでございますが、二十六年には千五百四十七名、二十七年に八百六十六名、二十八年には九百三十九、二十九年には八百八十三名、三十一年には七百五十二名というふうに、漸次逃走の事故は減少いたしております。なほ、この逃走の理由といたしまして、仰せのごとく収容少年院のリンチといふことが原因したものに、現在平気でリンチをやつておるのに、現在平気でリンチをやつておるといふところがある。それは多摩の少年院でござりますが、現

がこれに原因しておるのだと私は考えません。少年たちは非常に動搖しやすい少年期にある少年たちでござります。ちょっととした刺激にもすぐ動かされまして、施設を飛び出すというような少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に巡回に参りましたて、ちょうど院長室に入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思って窓から見ますと、少年が二人逃げておるのを実は私現認院としては最も理想的なものでござりますので、かくあらしめたいと実は考えておるのでございますが、少年たちに矯正教育を施すにつきましても、何と申しましても身柄を確保しておくことがまず大切なわけでございまして、さようなるところから、動搖期にあります少年たちにつきましては、やむを得ず強制的に身柄をとめ置く閉鎖もしくは半閉鎖の形式をとらざるを得ないのをございます。さようなところから、どうしても開放もしくは半開放の施設におきましては逃走も相当多いのでござります。しかしながら、目下だんだん逃走の事故は減りつつあるのでござります。大体、概数を申し上げますと、昭和二十五年には年間二千二百三十一名逃げたのでございますが、二十六年には千五百四十七名、二十七年に八百六十六名、二十八年には九百三十九、二十九年には八百八十三名、三十一年には七百五十二名というふうに、漸

らい一緒に収容しております室とがあるのでございます。大体寮舎ごとに閉鎖式にいたしております。各部屋々々は閉鎖式にはせず、寮全体を閉鎖式にいたしておるのが現在の半開放式の少年院の現状でござります。一応申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主という届は出でていないと思います。しかし、あそこらになりますと、

年院の校庭で先生が体操させておるそこのときに、先生の目の前で飛び出した少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主という届は出でていないと思いま

す。しかし、あそこらになりますと、牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の校庭で先生が体操させておるそこのときに、先生の目の前で飛び出した

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

く調査をいたしたいと思ひます。牢名主と申されますと、いかにも牢屋のよ

うなところのように聞えますが、多摩

お考えになるのでなければ官僚独裁の意味が露呈されてくるのじやないかと

思ひますので、この点について特に私は御注意を喚起いたしておるわけでござります。

○宇田川最高裁判所説明員 真鍋委員

の申しあげた事件は、昭和二十四年六月、柳悦次郎といふ少年が、千葉県で

も思ひますけれども、しかし、すべて申しましようか、五、六人から十人く

る少年が多いのです。実は、せんだって大阪の浪花の少年院に

巡回に参りましたて、ちょうど院長室に

入りましたところが、どやどやと大騒ぎ、何事かと思つて窓から見ますと、

少年が二人逃げておるのを実は私現認いたしたのであります。これは、少

年院の現状でござります。裁判所に對しても少し私は希望を申し上げておきます。

○眞鍋委員 もとより、当局の方へ牢名主として見させていなければ教官の権威が保てないというような実情だと聞いておりますので、最も由緒の深

い多摩少年院でござりますから、私どもも一べん内部をよく見せていただきたいと思います。私どもの伝承いたしましたところによりますと、シャープ・ペ

ンシル手の甲から中に通り抜けるくらいのリンチはしおちゅう行われておるということで、見に行きましたが、その少年にちよとからだを見せます。

なお、ただいま多摩少年院にも牢名主があるというお言葉でござります。

私、さようなことはなかろうと実は確信いたしておるのでござりますが、よ

○眞鍋委員 その問題は確かにそれ面について、今後とも、御改正になる意思はございませんで、現状通りも御踏襲になるわけですか。

○宇田川最高裁判所説明員 保護処分も、やはり、刑事処分と同様に、国民の側から申しますと、強制力をもつて身柄を拘束される結果になりますので、かりに本件のような不当な拘束があつた場合には、国民である少年に対するして何らかの国家的な補償をする方が妥当ではないか。御承知の通り、『国家賠償法』によりますと過失主義になつておりますが、刑事補償法の方は過失主義になつておりますので、刑事補償法の補償は必要じゃないかといふような議論が私ども家庭裁判所の実務家中から常に叫ばれておりますので、この問題につきましては、私も日々検討し、法務省の係官とも数回話しあつたことがございますので、これについてできれば立法を考慮いたしたいと存じております。しかししながら、立法当時の事情聞いてみますと、かような保護処分については世界各国どこの国におきましても刑事補償法的な補償をしている国はないといふ点などもありまして、なかなか議論の存するところでございまして、しかしながら、私ども家庭裁判所の実務家の意見といたしましては、ぜひともこういう問題につきましては立法的な措置を講じてほしい、こうふうに言つておられるのが事実でございます。

そこまで、もう一つお伺いしておきた  
いのは、この家庭裁判所の審判といら  
うものには、一体、刑法上の刑の量定と  
申しますか、何年くらいまではその家  
庭裁判の審判で言い渡しを受けられる  
のですか。

○宇田川最高裁判所説明員 保護処  
分、ことに少年院送致のような取扱  
分につきましては、刑事処分のよくな  
刑期というものは現在ございません。  
しかしながら、保護処分は、まさし  
く、少年を補導して、少年をして再び  
犯罪を犯すようなことなからしむるよ  
うにする教育処分でございますので、  
おのずと教育がうまくいくておるかど  
うかといふよくなきを少年院の方で考  
慮いたしまして、また、あるいは更生  
保護委員会といふ委員会がございます  
が、その方で考慮いたしまして、これ  
を仮退院あるいは退院せしめておる。  
従いまして、実際は、刑期はございま  
せんけれども、一年あるいは一年半  
くらいで少年院を退院または仮退院し  
ておるのが実情でございます。

○眞鍋委員 その者が少年の際、少年  
院に送られた者が、すでに成年に達し  
たという場合には、成年に達してもな  
お少年院に置くというわけでございま  
すか。

○宇田川最高裁判所説明員 少少年院の  
収容期間につきましては、少年院法の  
第十一條に規定がございまして、一般  
的には、二十才まで少年院に置いて、  
二十才に達したならば退院させなければ  
はならないということになっておりま  
す。少年院法第十一條には、「在院者  
が二十歳に達したときは、少年院の長  
は、これを退院させなければならな  
い。但し、送致後一年を経過しない場

合は、送致の時から一年間に限り、収容を継続することができる。」こういふような規定がございます。従いまして、このたゞ書きの場合には、二十才をこえた場合でも少年院に継続して収容される場合がございます。このほか、十一条の第二項には、「少年院の長は、前項の場合において、在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪的傾向がまだ矯正されていないため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、本人を送致した裁判所に對して、その収容を継続すべき旨の決定の申請をしなければならない。」ということになつております。かような場合には、裁判所の決定を経て二十才以上において収容を継続することができるわけでござります。なお、そのほか、特段の場合には二十六才まで医療少年院に収容を継続することができるということが五項に定まつておりますが、實際問題といたしましては、かような長く収容することは全くございませんので、現に二十三才以上の者は一人もないと聞き及んでおります。

なお、私はしろうとござりますか  
らわかりませんが、この少年の入所に  
対しましては、刑法のいわゆる仮出獄  
と申しますか、そういうようなものが  
何がありますでしょうか。

○宇田川最高裁判所説明員 犯罪者予  
防更生法に仮退院という制度がござい  
まして、これはほとんど仮出獄と同じ  
ような審査を経まして、そうして退院  
をさせております。

○眞鍋委員 なかなか今申されたよう  
な適用はないらしいのですが、あると  
すればよろしくございます。

そこで、この間の例の京都の傷害致  
死被告事件の森島檢事の上申書を見ま  
ったですが、なんですか、この問題は、  
一番最初から検事の方に持つていって  
この事件が表向きにされたのですか、  
あるいは、少年であるために、それま  
での間に何か一つの段階が必要である  
ようにも考えられますが、それはどう  
いうものなんだとございますか。

○長戸政府委員 お尋ねの京都事件の  
四人は、当時皆二十才未満の少年でござ  
いましたので、警察の取調べがあり  
ましてから京都地檢に事件が送致され  
まして、検事において調べた上で家庭  
裁判所に送致いたしまして、家庭裁判  
所の調査官の調査及び家庭裁判所の審  
判を受けました上で、少年法二十条に  
よつて、検察庁の方に刑事処分担当と  
して逆送されて参つたわけでありま  
す。その上で、地檢の方から今度は一  
般の地方裁判所、刑事裁判所の方に起  
訴した、こういう次第でございます。  
事件の一一番大もとに参つてくるところ  
○眞鍋委員 そうすると、私にちよつ  
と一つ疑問がある。これは簡単な問題  
とお考えになつちゃいかぬ。この誤判

は、家庭裁判所の少年調査官が最初調査をしておるわけですが、家庭裁判所の少年調査官はこの事件を起訴すべきものなりやいなやということをきめて、検察庁に逆送するんじやないかと思ひますが、その点はどういうふうになつておりますか。

番町事件につきましては、私どもの調査した範囲内におきましては、調査官が調査いたしましたところが、刺傷の点につきまして少年はともに否認いたしましたので、真相が明らかでなかつた。従いまして、その少年の三名について調査に当つた川口調査官は、すべて検察庁に送致することを不当と初め考えまして、一人の少年を少年院送致、一人を試験觀察、一人を保護觀察といふような意見をつけて裁判官の方に提出いたしたのであります。しかしながら、他の堀見という調査官は、山田といふ少年を調べたところが、やはり犯罪の事実がはつきりしないといふところで、さような場合には刑事裁判所の公正な刑事裁判を受くることが妥当だという意見のもとに、真相を明らかにするという趣旨から検察官送致の意見を付して家庭裁判所の裁判官に提出出したのでござります。その後川口調査官もさような意見に変りまして、結構かにするという趣旨から検察官送致の意見を付して家庭裁判所の裁判官に提出出したのでござります。その後川口調査官もさような意見に変りまして、結構かにするという趣旨から検察官送致の意見を付して家庭裁判所の裁判官に提出出したのでござります。その後川口調査官もさような意見に変りまして、結構かにするという趣旨から検察官送致の意見を付して家庭裁判所の裁判官に提出出したのでござります。

は、家庭裁判所の調査官の問題が今まで表に出てきてないことだと思います。この問題がほんとうに究明されなければ、この問題の核心がつかめない。家庭裁判所といふもの的大事なこと、これは私はなおさりにならぬと思う。本来ならばここから掘り下げていかなければこの問題の解明にはならぬのであるが、この上申書にはそういうことは一言も触れてないので、なるべくならぬが、私も触れたくないが、その後起るあらゆる事象について、これが先入主となつたり、あるいはこの問題が大きなかれども、成年未満のことについては波紋を描くような重大な要素を持つておることを一つ銘記していただきたい。今後も起ることでございましようけれども、成年未満のことについてはどういう面でもはつきり見通しがつくといふくらいの見識を持って臨んでいい。ただなければ、今後解放される婦女子がこの家庭裁判所においてお取扱いを受けるというその法律を審議いたしますに当りますし、私はこの点は御注意をお喚起しておきます。法律的にはいろいろ問題があるううと思いますが、私は、常識的な判断で、過ぎたことではあるけれども、もしこの少年調査官にしてここではつきり間違いない判断を下しておつたとすれば、この問題は起らなかつたかもしれない、こういう考えを浮べるのでござりますが、今後本法の施行によって拡大強化されなければならない家庭裁判所の将来に向つての御當局のお心持ちをここで承わっておきたいと思います。

よりな刑法犯と違います。まことにむずかしい問題があると存じます。従いまして、私どもの方針をいたしましては、なるべく、売春少女につきましては、從来もそうでございますが、女性の調査官をして調査に当らせる、しかもその女性につきましては教養の高い者をして当らせるなどを考えておる次第でござりますので、さより御了承願います。なお、売春少女のみならず、一般少年につきましても、今後とも、眞鍋委員のおっしゃる人権尊重の問題等について、家庭裁判所においても十分注意するように、会同その他で裁判官あるいは調査官に伝えたいと存じます。

○眞鍋委員 どうも、いろいろのことばかりで、お答えがしにくいだらうと思いますが、この少年法の方で、いますと審判されるのだろうと思うのですが、この審判されることは、刑事訴訟法の適用を受けて、最初から弁護士というものがこの中に介入できるのですか、できないのですか。専門家から一つ教えていただきたい。

○宇田川最高裁判所説明員 弁護士は、つき添い人として少年につき添って、少年の審判に立ち会う場合がよくございます。弁護士という制度はございませんけれども、つき添い人といいう制度で、弁護士がつき添い人として少年審判に立ち会って少年の保護に努める場合が非常にございます。

○眞鍋委員 そうなつて参りますと、私はもう少しお尋ねしなければならぬ。一体、少年なるがゆえに、特に弁護人がおつて、陳述し切れないところを補足して誤まりなきを期さなければならぬと思うが、その少年に対しても

正式の弁護人として立ち会えないといふことは、それでよろしいとお考えになりますか。

○宇田川最高裁判所説明員 弁護人として立ち会うのでなく、つき添いの人として弁護士が立ち会うのでございまして、弁護人がつき添いを申し出た場合には、裁判所の許可その他がなく立ち会えることになっております。なお、少年につきましては、審判に必ず保護者を呼び出しまして、保護者のつき添いのもとに審判をするというのが原則になつておりますので、さような点から、保護者によつても少年を保護するというような建前をとつております。

○眞鍋委員 私のいろいろ聞いた範囲では、最初から刑事訴訟法の規定通り少年といえども審判を受ける場合には弁護人が正当についておつて、そして安心のいく陳述をさせたいということを、この問題で苦い経験をなめた連中からししばしば聞くものでござりますので、子供であるから特別な行き方をなさるでなしに、むしろ、子供であるからこそ、この弁護人にも十分な弁護ができるよう取り計らつていただくことがよかろうと思うのですが、専門家のおつしやることですから、それで遺漏がなければけつこうでございます。

そこで、今度は鑑別所の問題について少し伺つておきたいと思います。裁判所法の改正などによりまして、おそらく法務省の矯正局の所管事項の中の少年鑑別所とかが、これから大きくなづくアッパーされことであらうと思います。だが、従来の鑑別所といふところの印象は非常に悪い。世間では、監獄にやるぞと、こう言ひますのが、あの方面では、鑑別所送りをする

ござりますが、聞いてみると、監獄よりもは——監獄と言いません。今は刑務所です。ですが、鑑別所よりはこの鑑別所の方をこわがる、非常にこれは印象が悪い。それは、鑑別所自体が全く血の通わないしやくし定木一点張りの冷たいところで、しかも、ここから送られる牛は、おそろしい、そうして法の庇護下にあるまじき暗黒世界で、そこには悪の花が毒々しく咲き乱れて、かえつゝ好ましからざる教育を受けるところだ。この鑑別所を通じて出していくのだ。こういう観念がこびりついておるようですが、もう少し鑑別所といふものの方に反省をなさる御意思はないか。ことに、かよわい女性が、鑑別所送りをさせられるということに対しては、おそらく恐怖心を持つて最初から戦々恐きようきようとして出頭に応ずるんじゃないかという印象を受けております。例外などころもございましょう。しかし、格子なき牢獄という別名において鑑別所を呼んでおるような感じがいたしますので、むしろ、この人たちには、そういう格子なき鑑別所送りをさせられるよりは正しい刑務所に入れていただいた方が安心だという陳述をしておる者もあるくらいでございますので、私は、極度の罪人と違って、性の問題でこういうところに出入りいたます者については、何とか今までの印象を改めて、お前たちの保護更生のために、この鑑別所の門を通じてよりよき道を開いてやるのだ、そういうお持ちがほしいと思ひますが、私の感想に対するお答えを望むことはまことに相成ぬと思いますが、御当局の方はどうお考へになつておられるでしようか

○渡部(善)政府委員 お答え申し上げ  
ます。

少年鑑別所と申しますのは、実は少年法が改正されましたときに新しく設けられました役所なんどございまして、戦後少年法を改正いたしまして、少年たちを今後最も科学的に合理的に保護育成していくのにいかにしたらばかりかろうか、この少年たちに対しまする方針は家庭裁判所において審判をなさるのでござりますが、その家庭裁判所で裁判をなさるについての重要な資料を提供するところがこの少年鑑別所なんでございます。かような使命で生まれたのが少年鑑別所でございます。

現在少年鑑別所は全国に五十一ヵ所、ほとんど各府県に一ヵ所ずつあるのでござりまするが、ここには家庭裁判所におきまして観護処分の決定を受けました少年たちが収容せられるのでござります。この観護処分は大体十四日を期限として収容せられるのであります、その収容せられておりまする間に、精神医学の先生、あるいは心理学の先生、その他内科等の医学的な見地から、また社会科学の点から、この少年たちの資質、心身の状況を鑑別するというのが現在鑑別所に課せられました使命なんでございます。この十四日間に、ただいま申しますように心理学的あるいは精神医学的にいろいろと鑑別をいたすのでありまするが、それには、現在各国で採用しておりますいろいろなテストを行なつておるのござります。このテストは何十種類にも及んでおります。いろいろな方法がございますが、これらの方針を用いまして現在やつております。昭和二十四年

が、この問題は非常に困難な状況に陥りましたして、画一的な方法はなかなかかぎりません。現在いろいろやつておりますが、昨年以来、「自らかこれに標準的なものを持ちたい」ところから、このテストの方法を、科学的に基準を設けるべく、日々その集計をいたしておりますのでござります。なお、このテストをいたしますと同時に、少年を収容しておりますフランク間、その少年たちの起居動作その他のすべての行動を通じまして、少年たちが一体いかなる性格を持つた少年であるかということを観察いたしております。これを行動観察と申しておりますが、心理学的な、あるいは精神医学的なテストによります分類と、あくまでも一つは行動を観察いたしましたところの両者を大体合せまして少年たちの資質の鑑別をいたしておりますのであります。ほんとうを申しますと、これだけではまだ足りないのであります。おその上に少年たちの過去の歴史的な状態を加味いたしまして、それをも含めて判断をしなければならないのです。さいますするが、この方面は、家庭裁判所の調査官が、大体今までの本人のお立場、あるいは現在の環境、交友関係あるいは近隣の状況その他万般の社会的な状況をお調べになりますので、それらの資料となるべく鑑別所の方に提供していただいた上で、本人に対する評価を家庭裁判所の方にお送りすることになつておるのでございます。この資質の鑑別につきましては、現在胸頭

電、こういうふうないろいろな科学的な機械も備えつけまして、各方面から来て、実は資料を収集いたしておるのでござります。

ただいま眞鍋委員のお話に、牢獄に通ずる悪の花が咲くとかいう言葉がございまして、私、どうしたこと願意するのかよくわかりかねるのでございますが、ただいま申しますような状況で少年たちを十四日間、これでもしも足らない場合には、さらに家庭裁判所の方で延長していただくのでございますが、さらに十四日延長していただくことになっております。大体この二十八日が限度でありますと、その間に、ただいま申しますような科学的な鑑別をいたしまして、家庭裁判所に資料を提供する。そういたしますと、この資料をもととされまして、家庭裁判所の方では、調査官の調査されました結果をしんしやくせられ、家裁の判断事さんが直接少年たちをお調べになります。保護者等の状況もよくお調べになりますし、いろいろな処分を御決定になるのでございます。従いまして、鑑別所から何か暗いところへすぐ入ると、いうものでございませんので、家裁の方ですべてを御決定になりました上で処分がきまるのでございます。

所に入りきりで、それから先どこをどう回されているのやらわからぬと最初連れられていつた鑑別所といふところへ焦点が移っていくのだろうと申しますが、次に申し上げますよなことを御記憶でしょうか。昭和二十九年九月十二月二十日に東京家庭裁判所において一年三ヶ月の審判を受けた長谷部重子という者が、あなたの方に三日間闇とめ置かれて、京王線の柴崎駅付近の愛光女子学園に入れられたということをございますが、あなたの方に何がなういう御記録がありますよなうか。

○渡部(著)政府委員 お答え申し上げます。お話をのような事件がございました。これは少年鑑別所の方には昭和十九年十二月六日に収容せられております。そして同月二十三日に鑑別所を退所いたしまして、同日から愛光女子学園と申しまする女子少年院に収容せられた事件でござります。

○眞鍋委員 この愛光女子学園といふのは、女子少年院とどういう関係があるのですか。

○渡部(著)政府委員 愛光女子学園と申しますのは少年院の一つでございます。これは中等少年院でございまして、女子のみを収容する少年院でございます。

○眞鍋委員 わかりました。この長谷部八重子は、在園中に、先に在園しております者からからだに入れ墨を入れられておられるようになります。今度おる者からからだに入れ墨を入れるよう勧められて、友だちの名前を腕に入れられておるようになります。今度おる者からからだに入れ墨を入れるときに当りまして、その入れ墨を、医学的にどれものでしょ

すが、そういう事実があつたかどうか。  
そして、入園中の者からすりを教  
えられて、一通りすりが上達するよう  
になつて、入園者十数名と旅行したと  
きにはすりを実演して、すつたものを  
分け合つたと申しておるようあります  
。さらに、入園者一同で、園のやり  
方に不満があるということで、火つけ  
をした事実があるというのですが、そ  
ういう事実があるかどうかはおわかり  
になりませんか。

○渡部（著）政府委員 お答え申し上げ  
ます。

ただいまの少年は、いろいろな経過  
をたどつて入つた子供でございます。  
愛光女子学園に収容せられましてか  
ら、ただいま仰せのことくに、所内で  
同僚から入れ墨をされた事実はござい  
ます。

なお、放火をしたということをごさ  
いますが、これは収容せられましてか  
ら間もなくございますが、翌年の一  
月の三日ですか、さうような放火をしよ  
うとした事件が起りまして、その事件  
に加担いたした事実はござります。

詳しく述べますと、大体ただい  
ま申し上げますごとく、この少年院に  
収容せられます子供たちは、いろいろ  
な過去を持った少年たちでございま  
す。従いまして、私らといたしまして  
は、お互に悪い影響を受けないよう  
に、感化を受けないようにといふこと  
をいつも注意しながら教育を施してお  
るのでございますが、何分四六時中  
のこととありますし、大体、女子少年  
院では、考査期間——考査期間と申し  
ますのは、入りましてから間もなく

脳の動きでございますが、脳波の機械あるいは心臓の動きをとらえまする心

によってこの者の処分がつくのだろうと思ひますが、一般の印象では、鑑定

か、とつたけれどもなかなかあとが  
残っているというような話でございま

う処遇をしていいかといふことの方針をきめます。これは少年院によつて違います。が、大体十日から十五日ぐらゐの期間でございますが、その間は單独室に入れまして、少年たちの今後の指導をいかようにしたらいいかといふことを判断いたします。鑑別所からいろいろ調査した結果をもひます。少年院としてもいろいろ調査をしなければなりませんので、その期間の間は、他との交渉を断ちまして、独居室に入られ、そしてよく本人たちの資質を調べるのですございますが、その期間を過ぎますと、大体七、八名から十名くらいの大きな部屋に一緒に収容して教育を行ひますのでござります。その間、先生方も十二分に注意はいたしておりますが、どうやらしますと、お互ひの間でいろいろな話をいたしまするし、そのいたすのでござります。その間、先生方も十二分に注意はいたしておりますが、どうやらしますと、お互いの間でいろいろな話をいたしまするし、その間に自分の過去の話なんかも出てくることもあり得ると存するのでござります。この少年は、一月三日でござりますが、ちょうど同じ部屋におりました少年たちが、火をつけてその騒ぎに乗じてこの少年院を逃げ出そうじゃないかといふような相談をいたしました。それで、その仲間に入りまつたが、幸いにしまして未然にそれが発覚いたしましたために、さよなら事故もないことに済んだのでござります。その際に、本人もその中に一枚加わっておりましたので、いろいろ先生からもしかられたかたでことはござります。

あつたよつてござります。この少年も  
女の子でござりますが、ちよどど五月  
五日で子供の日でござりますが、お休  
みの日に、便所に入りまして、先生の  
目を盗んで、そこでこの少年から入れ  
墨をしてもらつております。自分のか  
しら文字をH・Yと自分の手に入れ墨  
をしてもらつたのでありますが、これ  
がわかりまして、先生からも非常に不  
心得をさせました。また、これは  
八日の日でござりますが、母の日に、  
母親が少年院にたずねて参りましたして、  
とんでもないことをするじゃないかと  
言つて、母からも非常にしかられたこ  
とがござります。その後先生からい  
ろいろと涙の訓戒を受け、だいぶ肝に  
銘じておるようであるというふうに日  
誌に書いてござります。そうして、本  
人もこれにつきましては相当反省をい  
たしました。だいぶたつてからでござ  
いますが、十月の十四日でござります  
が、この入れ墨を手術いたしまして取  
りのけております。これは、私の方に  
医療少年院がござりますが、その医療  
少年院から外科の先生が参りましたして、  
この少年の入れ墨を取る手術をいたし  
まして、取つてもらつております。  
この少年院でさよりな悪感化を受け  
ないようなどいふことを、ただいま申  
しますごとく、いろいろと先生方も注  
意はいたしておりますが、ちよつと  
したすきを見ましてかような間違いを  
しでかすことなどがござりますので、われ  
われとしましても、その点十二分に気を  
つけております。なお、これを動機と  
いたしまして、少年たちにかよくな間  
違のないようなどいふことを十二分  
に教育もし、少年院を出まするとき  
は、大体少年たちも自分の非を悟り、

喜び勇んで退院をしているような状況でございますが、なお行き届かない点もあるかと思いますので、われわれとしても、これはいろいろ御叱正を受けたり合っております。しかも、少年院で直接やっているという。私はそちらは思わなかつたが、ところが、あなたの直接の管轄下にあるこの少年院で、入れ墨はするし、すりは教わるし、火つけはやるし、一通りここでそういう教育が行き届く、ということの問題と、将来の少年院の問題について、私がさつきから申し述べていてることに対し、あなたの御感想はどうですか。これから婦女子も相当送り込まれなければならぬのですから、一つ責任のある御見解を承わりたい。

法その他の制度の面において改善しよう  
といふつもりでこの問題と取つ組んで  
おるような次第でございます。やがて  
売春防止法の関係におきまして女子少  
年をも収容することになるうと存じま  
するが、先ほど來御指摘の点は十分体  
しまして、先ほど申し上げましたよう  
に、運用及び制度の両面から十分調査  
研究いたしたいと存じております。御  
了承願います。

○眞鍋委員 私は、皆さんの方の欠点  
を摘発しようといふような意味でなし  
に、正当な生活力を持たないで自分の  
からだを売つてわざかに支えていこう  
というような、いわゆる生活力の薄弱  
な女子供がこれから世話になるところ  
にしては、ちつとひど過ぎると思いま  
すので、どうか一つ気をつけて下さ  
い。将来は、本法によつて少年院入り  
の婦女子と、他のそういう相当のしろ  
ものと、やはり同じ所で補導しよう  
といふのですか。将来はこの面から來  
た者どもに對しては分離して補導する  
といふようなお考えでもあるのでしょうか。  
その点を一つ承わりたい。

○渡部(善)政府委員 先ほど申し上げ  
ましたように、千百名の女子の収容少  
年のうち三割七分の四百名余りが売春  
の経験を持つた女でございます。しか  
しながら、これらの少年たちは必ずし  
も同じ罪名で入つていないのでござい  
ます。いろいろな犯罪を同時に起しま  
して入つてきておるのが現在の状況で  
ござります。窃盗、横領あるいは詐欺、  
覚醒剤の漬反、いろいろな形態で入つ  
て参つておるのでござります。今後、  
この売春防止法案が通過の曉、いかよ  
うな形で入つて参りますかわかりませ

案外少いのじやなかろうか。この児童行為自体は処罰はされないことにありますので、そのまま少年院に送られる子供たちは割合少いのじやなかろうかと私は思います。あるいは、この少年院の処分だけが保護処分じゃないのでございまして、御承知のように、保護観察処分もござります。いは、いろいろな保護の手が差し延べられますので、さような面で保護せられる者が多いのじやなかろうか。私たち少年院に参ります子供は、ただそれだけじゃなくて、その他、ほかに窃盜とか覚醒剤違反とかいろいろな違反がはじつた者が来るのが多いのじやなかろうかといふ点もいたしております。しかしながら、われわれといたしましては、なるべく、ただいま申し上げますような悪影響というものがあってはならない。これは眞鍋委員の御指摘のことごとく、まことに申しわけないことでござります。われわれといいたしましては、さよな少女がもしも今後入って参りますとすれば、それを特に収容する施設を設けたい。もしも少年院の中でどうしてもできなければ、別な建物を建てまして、そこで処遇していくたいというふうに考えております。



飲店とかいふものは、いずれも、内規がありまして、貸し出すわけには参らぬものでござります。私は、何か政府の方で、こちいふ場合に、この際に限つて臨時特別に転廃業者にワクを広げてもらつて、スムーズに転廃できるようになさせたいと念願しているものでございますが、その点に關しまして、何か臨時特別の処置をとつてやろうといふような御考案はありませんでしようか。その点を承わつてみたいと思ひます。

○澤本説明員　お答へいたしましたが、ただいま御質問の点につきましては、法務省に關します限り、御承知のようまして、今回の法案もその審議会の答申に基いて法務省から本国会に提案しましたよなうな次第でござりますが、この審議会はなお引き続き他の問題に關して審議継続中でございます。ただいま御質問になりました転廃業者に対する対策の問題につきましても、この審議会において審議が続行されることと存じますので、その審議会の審議の経過に待つていただきたいと存する次第でござります。かように御了承願いたいと存じます。

○眞鍋委員　その転廃業の問題について、審議会が今後取り上げて適切な措置を講じてくれるかどうかに対しましては、私も見通しがつきませんが、一以上お尋ねもいたしませんけれども、何としましても、中小企業金融公庫などの業種別の中には該当しそうなふうもございませんし、何か臨時特別な方を立てていただかないとい、非常に困

難を来たさずと思つておりますので、善意をもつて御勘考を願つておきたいのを述べます。

さらに、いわゆる猶予期間の問題でござりますが、昭和三十三年四月一日が本法の業者に対する発効の時期となるだらうと思ひますが、資金面などからいろいろと考察して参りますと、日銀の統計月報から出でてくる銀行貸し出しの中には、おそらくこの対象となつております業者は融資を受けていないと思ひますが、いわゆる相互銀行系統の方面からは相当のものが流れ込んでおると思量されるのでござります。相互銀行の貸し出しの残高で三千七百億円といふものが見えるようでござりますが、少くとも遊興娯楽方面に三百五、六十億のものが出ておるだらうと思ひます。その借り入れの状態を調べてみますと、大体は、いわゆる日掛と申しましようかと払いの日掛で借り入れておりまして、これが契約は大よそ短きは一年、長きは三年となつておるようであります。そういたしますと、本法の通過によつて一応この債権者は急速な取り立てを行ふと考えなければなりません。商売ができるなくなるということになりますと、もはや日掛もできなくなつてくるし、いち早くこれが回収にかかると思われる所以あります。そこで、三年間の契約で日掛をいたしております者から言えども、それまでの猶予期間を置いてもらえば、三年間の日掛の返済は、償還は可能になつて参りまして、その点に対しまして何らのトラブルなくスムーズな償還ができるという結果になつて参りますので、私は、この保護更生に関する三十

早く実行に移さなければならぬと思いますが、業者の最終期、それは昭和十四年の四月一日とすれば非常にスマーズな切りかえができると存じておきますが、政府の方では、一年間猶予期間を延期して三十四年四月一日より発効するというように直すことに対しでは、どういう御意見でございましょうか。そちらの方のお建前もあろうと思いますが、転廃業をさせられる業者の面に大へん都合がいいという結果が招来して参りますと、御参考を願いたいと存ずるのでございますが、御所見を承わりたいと思います。

○長戸政府委員 御存じのように、対策審議会におきましても、この猶予期間の問題が非常に重要な問題として慎重に取り扱われたわけでございます。有識者お集まりの上、眞鍋委員御存じのように、一年または二年といふうございませんが、ただいまお話しのようないろいろなお説があった次第でござりますが、たゞいまお話しのようないとも含め、その他諸般の事情から、審議会においては、三十三年の四月一日というふうに御決定になつた次第でござります。政府といたしましては、その審議会の御答申を尊重し、なお、会計年度等のこともありまして、保護再生の措置を先行せしめ、その間一年間の猶予を置きました。刑事処分を行いうにした次第でございます。さよう御丁承願います。

○眞鍋委員 審議会の審議の内容についてはここで申し上げたくございませんが、先ほどから私は保護再生の施設について政府の所見を長時間にわたりてただしました。そうして、政府御自身もお考えつきになつたことでございま

ましようが、大量に送り出される壳生婦を受け入るべき受け入れ態勢が、全く日のような状態ではとうてい間に合いません。そういうことも御理解がいったことです。されだけの収容力を持つ日算是政府施設にかかりまして、わざか一年間開設してしまふと、受け入れ態勢を出しに出てしまふ。そして、ただ表にあつたなどみ箱を裏つ側に置き直したといふなどもついていはずだと思ひます。してみますと、受け入れ態勢を出しに出てしまふ。間くらいは期間を置いて、受け入れ態勢を整備した上、この間に、業者といふなどもう目先は見えているはずでござりますから、おののおのその転廻業者については始末をつけることと思ひますので、受け入れ態勢の完備と業者自体の切りかえの最終期が昭和三十四年の三月三十一日だいたせば、この点から見ても、私は、保護更生の施設予算が完全な実施に入るということの方が妥当だと存じておるのでござりますが、政府は、一年間に、いわゆる三十二年の四月一日から本法が施行されると、三月三十一日までには受け入れ態勢は責任を持って整備する、こう言われるのでござりますか。

などは十分に勘案いたしましたて、遺漏なきを期すべく努力するつもりでござります。

○眞鍋委員 私は大蔵省の御出席を求めましたけれども、御都合が悪いといふことですが、政務次官のお気持は、私、よくわかる。けれども、今度の手続きを見て、あれだけの予算を請求しておいて、それで実際に獲得されたものはわずか一億円そこそこだ。これが、この次の一年間に、現在の予算の立て方から見ると、満足するだけのものを組み込んでくれるかどうかについては、私は残念ながら政務次官のようないい諭説はうべないかねるのでございます。できれば、ここで大蔵省関係の方に立ち会ってもらつて、ことしのようなら不始末が来年も繰り返されることをあらかじめ防ごうと考えて、むろん事務当局の方を求めるのですが、何かの御都合で御出席ができないのだろうと思ひますけれども、どうも、今年度の厚生予算の取り方では、どんなえらいお力を持っていらっしゃるか知りませんが、心もとない限りでございますとは言い得ると思う。従つて、形だけは法律ができた、そして、更生施設はやるのだと、そは言われるけれども、さて実際問題になりますと、一向に更生施設はかばかしくいかぬ、こういう結果にならはしないかと存じまして、ともかく、私は、自分の見解として、は、昭和三十四年四月一日より業者に対する本法の効力を見るよう主張いたすわけでござります。

さらに、性病予防の建前から申しますと、本法が実施されるようになりますれば、赤線なり青線なりの内部においていろいろの予防措置を講じておった

ございますから、今持つておる業者の診療施設というものはもう不要になります。しかし、それを性病の問題とくらみ合せて参りますと、現在よりも性病はびまんするという見通しを立てていかなければなりませんので、こういふ性病予防法に基いて当然必要だと思われるよう、現在の業者ないし組合が持つておりますこの施設は、政府の方のお考えとしては何か御考案がございましょうか。まあ、露骨に申しますれば、吉原あたりの診療所も約一千万円近くはかけたものであります。その他四、五百万円ぐらいかけました診療所はみな持つておるようでござります。診療室なり、医務室なり、看護婦室なり、入院室なり、手術室なり、薬局なりといふものは一通りそろつておるので、利用価値は十分に出でてくるものと思いますが、こういう公共施設として今後本法を適用されてもなおかつ必要な部分については、転廃業者に対してどういうふうにお取り扱いになるつもりでございましょうか。御当局の意見を承わっておきたいと思ひます。

かがないかとということを今後よく研究いたしませんと、直ちには、それを題上げるとかどうとか、いうことの決まりましたしかねますので、今後よく御指導の点を勘案いたしまして研究をいたいと存じております。

○圓鍋委員 薬石日報という新聞がございますが、この新聞の記事にも、医師の側から、どうしても今後性病は、野放しになつたことに、よつてびまんすると思わなければならぬが、現在のせき設の、いわゆる公共的なものだけでは、間に合いそろわないで、せっかくこれまでだけの整備しているものを、その方面に必要ないと認めたものについては、これを何らかの措置によって貰う、上げなり何か利用なりするといふようなことが必然的に起つてくるべき事態だと見られておるわけでございまして、必要な面については政府は適度の措置をするというお気持はございませんですか。

○山下(春)政府委員 従来性病の原因になつておりましたものの非常に多くのペーセンテージが、常習売春婦から感染することが多くございました。今一度それが野放しになるということで御心配のようございまして、圓鍋先生もこの点に対しましては非常に重大な責任を持つてこの性病の蔓延を防がなければならぬと思つておりますが、大体常習売春婦といふものをなく生省もこの点に対しましては非常に集めておる青線地域とか、いふことでござります。現在あります地域は、限られた赤線地域とか、あるいは非常に密に少くなるということを予想いたしておられます。これが完全に施行されますれば、性病の蔓延の源になるものが非常によく御指導いたしまして研究をいたいと存じております。

るといふことは今考へてはおりませんが、先ほど申し上げましたように、必要があればそのときに十分考慮いたしたいと考えております。

○圓鍋委員 五時から本会議というとでござりますから、私、これでやめます。山下政務次官と私の見解の相違は、私は、本法の施行によつて性病はきわめてびまんすることがはなはだ大きいと思う。この信念は、あなたの答弁によつては動かされない。これは、お互に現実の問題にぶつかつてゐて、この集団した状態がばらばらになつて、性病の問題について、現在よりも減少するか、急激なる増加を来たすかといふことは、お互いに事実の問題で立証してもらひよほかないと思ひますが、私はあなたとは全然反対の見解を持つております。

以上をもつて私の質疑を終ります。ただ、最後的に申し上げますれば、本法を通過さずに急なるために、厚生施設の最も肝心な面が何となく置き去りをしておりますが、あまりに時間をいただき過ぎましたので、これをもつて終ります。

○高橋委員長 本会議開会の関係上、休憩いたしたいと存します。本会議散会後直ちに再開いたします。

それで暫時休憩いたします。

午後五時二分休憩

午後六時九分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き本会議を開きます。

○世耕委員 私は簡単に二、三点當局にお尋ねして結論を得たいと思うのでもあります。

まず最初に法務次官にお尋ねいたしましたが、先日來法務当局をお代表している方々にこの法案の取扱い等に関して数点お尋ねいたしたのであります。本法案は間もなく本委員会を通過するものと考えられるのであります。ですが、本法案の成立は、ある意味において時宜に適した処置と考えられる。しかしながら、これを第三者の公平な立場から見ますと、ちょうどくさいものにふたしたという程度であって、中のくさいものをば取り去るということに注意が欠けておるようと思われる。せっかく御提案になつた法案が、その有終の美をなすのに対しましては、施行の上にも相当慎重を期する必要がある。しからざれば、かえつて大きな悪影響を社会に流すであろうということを危惧する者の一人であります。その点から、過般来いろいろな観点からお尋ねいたしたのであります。対しまして私は簡単二、三點お尋ねいたしたいと思うのであります。

まず、過般公示いたしました中央公論に出た谷崎氏の「健」、石原氏の著述された「太陽の季節」、この二点に契約してお尋ねをいたしておきたいと思うのであります。実は、谷崎君は、文化勲章をもらつた人で、文化人としては最高の権威者として世間に認められている人です。そして、石原君は、新進作家として、しかも最近芥川賞をもらつた文人なんです。その二人が、一方は六十過ぎから七十代を代表する、一方

は二十代を代表した、いわゆる性に関する発表なんです。しかもそれが世間に大きな波紋を投げかけておる。たまそらいうときに、画期的な性的法典がここに成立するといよいよな事態に立ち至つたのであります。これをもっと露骨に批評してみますと、文化勲章を首にぶら下げて闇房の日記を公然と発表しているということになる。漫画に書けばそういう形になる。そして、一方の石原君は、これまた漫画に書けば、いわゆる「男の陰茎で障子を突き破つたところに本をぶつけた」というものである。私はこれが最近の文艺価値があるかどうかは知りません。また、自分の愛人を兄貴に五千円で売つたり買つたり、その金を都合したのは愛人であり、しかもそれが妊娠して、搔爬手術が不成功に終つて腹膜炎死んでおるのである。しかも、この文章の内容を検討してみますと、それは創作ではなくして、現実ありのままをここに表現したということが文艺界の批評である。現実の問題なんです。空想ではない。これを、処罰しろとかなんとかといふことは別問題といたしまして、このまま放任しておいて、果して性の善良なる社会秩序が維持できるであろうか。幸いにして私はすでに老境に入つておりますから、あの両方の本を見ても、ふふんと笑う程度で、何ら感じは出ません。けれども、中学校、高等学校の生徒が盛んに読んでいる。「太陽の季節」を読んで、しかもほとんど数十万部売れ切れております。私が今日こういう質問をすると、お前は本屋の宣伝になるからやめろという話がある。あるいは本屋の宣伝になるかもわからぬ。また、本屋はそこをね

らつて書かしたかもわからぬ。けれども、これは一つの社会問題としてあらわれるのは見えなくちやならぬ問題である。また、考えさせるために、この文壇の二人がここに現われてきたのではないかとも考へられる。私は、この際文学価値があるかどうかという議論を差しおきまして、かくのことき出版物を流布せしむることが、果して社会秩序、性秩序を維持する上において効果ありやなしやということは、少くともこの性立法を立案して議会に出される当局としては、一応の御所感があつてしかるべきである、かように考へる。この点について、特に次官はそういう方面の権威者といふわけじやありませんが、いわゆる検事として、やわらかい面もかたいい面も十分経験の深い、その道のベテランである。だから、私は、これはかたいばかりがいけない、やわらかいばかりがいけない、大きな社会問題である、何かこれについて結論的な御所感を承わつて私の結論にして、かように思ひます。

わめて詳細によく出ておる。こういう本が街頭に現われて、しかも店頭でどんどん売つておる。最近は「あるす・あまとりあ」、「これは一、三日前に私が買つてきたのです。これには、内容を見てみますと、性交の態位各論が六十二通りあるという、性父の説明がよくしてある。その中の一片を取り上げてみると、こういうことが書いられる。その二百一ページ、「眠れるワイフを呼び起し、頻に口當てキスすれば、ニッコリ笑うて目を開き、ホワイトペーパはホヤイズイット」、こういうことが書いてある。また、この中の内容は、読めば読むほどすごいです。たとえば、「肉体による前戯16法の分析」とか、「肉体的表出による雰囲気」とか、いろいろある。こういうのが店頭に幾らでもある。これを取り締ることなくして、この法案が出来ましても、果してこの効果が發揮できるかどうか。文書图画に対する当局の取締り方針がどこにあるか、この点を一つはっきりとおっしゃっていただきたい。

に、善良な風俗を乱すものを正していく。  
こうというところにあるのでございまして、われわれの考えいたしましては、この目的を実現するために、それぞれ関係官と十分な連絡協調のもとに善処したいと考えておるのでございまして。繰り返して申し上げますと、このほど来申し上げますように、非常に微妙な関係を及ぼしまする関係上、この取り扱いにつきましては、いわゆる運用の妙を發揮しなければいけないのではないか、かようと考える次第でござります。

また、わいせつ文書图画に関する問題でござりまするが、これまた、はなはだむずかしい、困難な問題を多数包蔵しておるのでございまして、世にいわゆる文書图画、しかもその文書图画なるものが芸術の名に隠れてわいせつな文書图画を発行発売するといふような事案につきましては、これは問題なく検挙の対象にすることができるのでござりますけれども、先ほど来御指摘のよくな芸術家、世間一般がりっぱな芸術家として認め、また、いわゆる小説その他、一般に芸術の範疇に入る分野に関する問題につきましては、この取扱いにつきましては、われわれとして十分なる注意、慎重なる態度をもつて臨まなければならぬと考えておる次第でございます。一般に考えられますが、こういったわいせつの内容を含む文書图画の取扱いにつきましては、あるいは青少年に及ぼすいろいろの影響を勘案いたしまして、青少年対策の問題については別個にそれぞれの施策を考えなければならぬことございましようし、また、一面、芸術家自身が、かようなものを発行し制作する

くといふようなことも要望して差しつかえないのではなかろうかと存する次第であります。ただ、検挙取締りの対象となる範囲程度がどうかということは、きわめてむずかしい問題でござります。從来こういったふうな事案が再三にわたって出てきておりますので、そのつど検査當局ははなはだ頭を痛めて参つたような次第でござります。しかししながら、われわれといたしましては、かような場合に、個々具体的な事案をつかまえて、そのつど良識をもつて判断し、適當な処置を講じていくほかない、かように入る考える次第でございまして、十分なる答弁ではなかつたかと存じますが、ただいまのところかように考へる次第でござりますので、御了承願います。

考えられる。はなはだこれはとつびなことになるかもしれないが、この論調だとそういうことになるのですが、私は、文化熟章を持つてゐる人は、文化熟章を持つてゐるような芸術家であつてほしい。ところが、いや、それは芸術にもいろいろあつて、あれは閨房藝術である、閨房の技術はかくあるべし。自分の女房をウイスキーで他のアルコールに酔わして、そらしまつ裸にして、螢光灯をつけて、至るところをなめ回して、——それから先を言うのは、私は、きたないから、もう言えないのですが、もつと芸術的な表現が現われてゐる。われわれの年寄りでもちよと変な感じが起るようないいわゆる文芸的価値のある文章だから、そうなるのかもわかりません。私は、チャタレイの本を見ましても、文芸価値があるとかないとかいうことを今ここで論じることは差し控えたい。それよりも、こういうものを若い人たちに読ませて、果して性道德の教育が完全にできるであろうかどうか。もしも挑発させることになる。年寄りがやつていいんだから、おれがこのくらいやつてなぜ悪いかという理屈を教える結果になるのではないか。いわゆる男女七才にして席を同じゆうせずといふより、なう、そういう儒教精神を今さら取り上げて私は申し上げとうございません。むしろ性は解放すべしというのが、ほんとう言うと私の議論なんです。ちょっとるもの端を見せるから感じが出る。ぐつとまくつてしまえば、むしろ感じは出なくなる。そこまでいくのならない。ところが、妙な法律がここに出てきて、いかぬという。ふたをし

るというのなら、下の方をめくるよろしくなことはさせない方がいいのではないか。これは常識論じやないかと私は思ふ。勲章を持っているから、あの人は芸術家だからいいわ、芥川賞を持つているから批評しては悪いということを言ふことは、それは民主的じやございません。むしろ時代おくれの観念ではないか、かように私は考えている。すなわち、貫一お宮の小説から、いわゆるダイヤモンドから起つて、そして、今日では、今の舟橋君の説によると、愛情なき結婚は壳春なりといふ結論までせりふの中に出てきている。われわれは矛盾した法律をここに作つてゐるのではないかと、私は実は心に何か妙なしこりを感じます。時代に応じて法の行き方が違うということも私は了承いたしております。こういうことをどう考へるか。貫一お宮の場合、今度の石原君の英子の場合、そして最近起つてゐる、すなわちロマンス・グレー、こういうようなことを全部総合してみますと、非常に複雑なんです。しかも今度の法律は非常に敵覇主義だ。これを適用するのには、よほど取締り当局の幹部がしっかりと腹をきめて方針を確立しなければ、現場の人は立ち回れないと、やがてまたこの法案がむだな威嚇論議論は、社会から正しい健康な性の世論を起してほしいということのきづかけを、できたら作りたいというのが私の希望するところであります。

○内閣府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。  
まず最初に、この芸術と、特に、文化勲章をもらわれた方が「鍵」というような性の問題の扱い方についての点と、矛盾しあせぬかといふお尋ねであったと思いますが、私どもの考え方では、芸術とはやはり一般の国民の志氣を高揚し、あるいは精神を高揚するようなものが高い芸術であると考えるのであります。そういう意味から、りっぱな芸術は国民の間に長く保存され、親しまれるものであるべきだと考へるのであります。しかし、今の「鍵」、このお話しの点が果して芸術かどうかという点になりますと、いろいろ問題があると思います。谷崎さんの過去のりっぱな業績に対して文化勲章が授与されたのでありますて、その「鍵」の問題は別に論議されるべき問題ではないかうかと思います。そこは、わいせつになるかどうかという問題とも関連すると思います。高い芸術は卑俗なものを含んでならないと思うのですが、この点はもう少し慎重に検討せなければならぬと思うのです。特に、私もどもいたしましては、この春香法が通過いたしました後の文化対策いたしまして、できるだけ青少年年にい生活環境を与える、特に、芸術とかスポーツとか、あるいはレクリエーションとかいう健全な指導によりまして、健康な青少年の育成をはかるとともに、学校教育、社会教育の面を通じまして純潔教育を徹底して、正しい性道德の確立に努力いたしたいと考えてあります。

さいますが、これは、根本は、お話をうながすのではなく、社会道徳の確立に待つべきものだと思います。ただ法律はやむを得ない措置として最小限の規制をいたすわけでござりますので、その点は、たすわけでござりますので、その点は、ついてはお説の通りと思うのであります。

結論を得ようとという趣旨ではありませんが、この点は特に文部当局を要望いたします。

なお、法務当局に対する対応では、芸術論に対しても、かれこれ言ふ前に、出版業者がどういふ意図でこれを出したか、金もうけで出したのか、あるいはりっぱな芸術品を出していわゆる性に対する反省を求めるために出したのか、何かそこにねらいか良心があるだらうと思ふから、それを追及して結論を得て、世間に公けに見せられて、子供たちにも公然と見せて批判させるようなチャンスを与えていただきことを要望して、私の質問を終ります。

○高橋委員長 椎名隆君。

○椎名(隆)委員 文部省の方が御用があるそろですから、先に一、二点お伺いしておきます。

どうも、文部省は、追及されると、機構制度の上において監督権がないからと、じきに逃げちゃうのですが、一体、文部省では女学校、高等学校の生徒に、純潔教育ということをどういう標準で教えておるか。なお、簡単に分割して申上げますが、まず男女同権といふことの言葉、男女同権といふことはどういふ意味で、どういう方法で生徒に教えているか。実例を上げますと、桃色グループといふのがよくあげられる。その桃色グループのメンバーといふと、大体高等学校の生徒が女学校の生徒なんです。たまたまつからまつたところの女学校の生徒四名、これは、男の生徒をつかまえられて尋ねられたときに、その四人の少女がどういふことを言つたか

「……と、男の子供らは女一人をつかまえてやっているじゃないか、私たち四人が気をそろえて男一人とやつたのが何が悪い、現在においては男女同権じゃないかといふことを言つておるところの男女同権といふことはどういふことを意味するのか。最近純潔教育の中で性の神聖といふことを教えておるらしい。しかば、性の神聖といふことはどういふことを教えておるところの男女同権といふことはどうか。たまたままつこまつたところの女学校の生徒に對して、性的神聖といふその面から質問した。これは公然とみな見ておるところあります。たとえば、男が甲乙丙丁とあり、女の方は A B C D、こちらある。その一問でもつて、男女が同じ場所でお互いに性交していふ。中には相手をかえて同じ場所でやつておる。性は神聖なり、神聖なものは何も二人だけで隠す必要はない、神聖なるがゆえにみんなに見せて、そして性交することが何が恥かしいといふようなことをこら然として言つておる。一体、文部当局は、高等学校の生徒とかあるいは女学校の生徒に、純潔教育といふことはどういふ指導理念をもつて導いておるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

そこで、文部省はどういう指導を正しくおなじみであります。されば、もちろん月経もありまつて、子供も生まれてくるし、いろいろ身体的な変化もあると思います。これが子孫を生むこというようなことに関連して正しい知識を教えていく。しかしながら、男女の交際をしていかなければならぬということ、正しい意味で性道徳が守られ、確立されることを期待して、そういう方針で指導しておるのでござります。

○椎名(隆)委員 そういたしまするところと、現在の誤まれる男女同権の観念並びに性的神聖という方面に誤まれる観念を持つておる女学校の生徒に対して、どういう指導理念を今後文部当局は持たんとするのか。

○内藤政府委員 ただいま申しましたように、正しい性道徳のあり方にについて、すでに、文部省でも純潔教育の審議会がございまして、りっぱな答申が出しておりますので、これについて地方にも趣旨の徹底をはかりておりますが、今後さらに機会あるごとにその趣旨の徹底をはかりたいと思います。さらに、子供を扱うところの母親の学級とか、青少年の団体等についても、純潔教育の必要性とその普及発達に努力をして参りたいと考えております。

○椎名(隆)委員 文部当局にはもっと質問申し上げたいのですが、時間もありませんから、この程度にして、次に法務省の関係で一つ……。

どうも、私から申し上げますと、壳春防止法という名前 자체が非常にいけないんじゃないじゃないかと考えます。なぜかと申しますと、一べん壳春をやつた連中が、更生してまじめな生活に入つてゐる。そんすると、あの人は壳春婦であつたというこのたつた一言で、また逆戻りする場合が往々あるのです。あるいは、前科者が、たまたま誤まつて懲役に服して、釈放されたのちに更生をした。ところが、あれは前科者であつたといふことで、せっかく就職していくにもかかわらず、そこから追いついていたのもや罪を犯さなければならぬ。やられて、またもや罪を犯さなければならぬ、というような場合が往々あるのです。私は、壳春という文字を使わなくとも、風俗取締法あるいは風紀取締法というような名称で、結局この目的は達せられるのじゃないかと思ふ。先ほどお伺いすると、この業態婦は十七、八万あるという。昨年は五十五万ないし六十万と言われた。その業態婦連中がこまからきらう壳春防止法という、壳春という文字を冠しなくてもよかつたんではないか。紳人として日本で第一番といわれる菅原通辯さん、ある人が会長になつたんだから、私は、壳春防止法というような名前だけは、あるいは壳春防歟法といふように考へてきましたところは壳春防止法である。答申された結果をそのまま採用したのですが、その点に対しまして、壳春防止法という名称をことさらつけぬでもよかつたといふふうに考へるのですが、そこはどんなんふうに考へられますか。

は、風俗純化に關する法律案というふうな名称を考えた次第でござります。本来を申せば、先ほど世耕委員から仰せのようすに、売春問題はこれのみによつて性道徳の確立ができるものでなくて、広範にわたる万般のことにつづいての措置を必要とするということから申しますと、仰せの如くに、風俗取締りとか、あるいは風俗純化とか、いうような網羅的な法律を作ることが望ましいわけでございますけれども、われわれとしては、最も当面する売春の防止といふものを先決問題といたしまして、この範囲の売春防止にとどめ、また、それによって、この法律の名称もそれを最も端的に現わすのが妥当である、そのように考えて、この売春防止法なる名稱を使つたのでござります。しかしながら、仰せのように、私どもといったらましては、売春婦といふやうな名前をなるべく避けるべきである、そういうことから、そこに入りするところの婦人相談所といふやうな名前も、そういう名前を用い、また、その世話をされる者も婦人相談員といふやうな名稱を用いまして、なるべく売春をされた人たちが更生するについて差しあわりのないような配慮を加えたつもりでございます。

はないといふことを言わせておる。まことに、ジジヨセフ、彼をめとらんことを恐るなかれ、彼は聖靈を夢見てはらみたる「まえはなり」と言つてゐる。それほど女が大事だということを一休禪師は言つておる。それに反しまして、ソクラテスや孔子は、女子と小人は養いがたいと言つておる。これは正反対である。私は、マーシャル群島のヤルート島に約二カ月おりまして、性的な問題を調べたことがあります。あそこは性は全部開放しておる。かりに夫婦でもありますとも、同じところにいるときに、は女の方はたばこを吸いません。ところが、一たび亭主と左右に分れるやつたばこをすばすばと吸い始める。たばこを吸うことは何人の要求にも応ずるといふしるしなんです。それですかね、あの島は婦人連中が全部梅毒患者なんですね。それに反しまして、今世界で一番売春婦の少いところはどこかと申しますとビルマです。このビルマは国民全部が仏教徒なんですね。かりに売春婦ありといたましても、きわめて少いのです。一方は性を全面的に開放している。一方は売春婦さえもきわめて少い。これは両極端です。この法律も、見方によりましては、この法律が出了ならば私通、姦通、めかけを持つことを奨励する法律である、あるいはまた、現在業態婦として五十万いるといふその婦女が餓死線上に押し出されてしまう、——きょうも、生活線を守れとか何とかいうので、こういうビラの配布があつたのですが、この法律が出るとするなれば即時に私たち職を失つて餓死線上に迷わなければならぬから、青春法だけは通してくれるなどといふ陳

情です。また、この法律のいい面を日本でみますなれば、売春に関する諸法令がごたごたになつてゐるのを統一するたよに、これは画期的の法律である。——確かにそらかもしません。政務次官並びに岸本さんもおっしゃつたのは今度が初めてのことではないのです。徳川時代に一回売春を禁止したことある。正月十八日に江戸に大火があつた。そのときに新吉原といふものが初めてできました。吉原の黄金時代といふのは寛永十七年、「吉原が明るくなれば江戸が明け」——あの当時の女郎さんが、松の位の大工で十万石であつた。その遺風が今もつて、女郎道中といふのですか、くるわ道中と申しますか、その遺風が残つておるくらいで、あまり弊害がないでは、いわゆる良家の方々が、せつかれも金を何とも全部薦して、このまま吉原をしておいたがすごい。このまま吉原をしておかない。それではいかぬということで、夜間営業を禁止しますと、即時に現われたのがわゆる湯屋の二階などの売春営業、水茶屋の茶くみ女、あるいは矢場の女といふやうなことになつた。私は、この法律が所期の目的を達することができるのかできないのか、それは一に政府当局の決意いかんにあるだろうと思いま

す。これは昨日も世耕委員からしばしば言われたのであります。が、この法律がなくても、取締りしようと思えば取締りできないことはない。勅令第九号福社法あり、職業安定法あり、児童労働法で十分取締りはできます。今まで、いわゆる戦前のわが国におけるところの警察力によれば、あの当時は、警察犯処罰令という法令がありますし、また警察力も充実しておった關係上、十分取締りができた。ところが、戦後におけるところの警察当局の力といふものが、いわゆる無力になつた。こうした各種の法律があるにもかかわらず、現在のように性道徳が頗る腐敗したということは、一面から申しますと政府当局の怠慢です。そう言わっても仕方があるまいと私は思う。もしそうであるとするなれば、この法律が効果を発生するまでには何年があります。その間の取締りができないことになる。この法律が効果を発生しなくても、現在の法令で十分に取締り得る。しかしながら、私は、この法律ができることによって、地方条例と憲法の十一条、十二条、十三条、十四条、十五条等におけるあの摩擦を一応防ぎ得ると思う。二十二国会において提出せられた元春法案は、結局個人元春、単純元春を処罰しておりましたので、その点非常に疑問があつたのでありますが、今回の政府提案を見てみますと、その点がはつきりと抜けて、今後の研究題目とされている。この法律がいかに出ましても、元春そのものは決してやまるものじゃない。しかしながら、でき得る限りやめさせる方向にいかなければならない。それについて

は法律ができる。なつか審議会を置く。これは私は非常にけつこうだと思うし、また、更生保護の面も、たとい不十分であるとはいえておりますので、非常に満足しております。しかしながら、今後この法律が実施されると、それがために現在のように性道徳が頗廃したというようなことがあるわけであります。そこで、本法案に対するところの政府当局の心持をお伺いしたい。

○岸本説明員 先ほど世耕委員に対し答弁いたしましたように、少くとも法務省といいたしましては、この法案を実施するに当りまして、それそれ関係機関と十分密接な連絡のもとにこの運用に万遺憾なきを期する覚悟でおります。さように御了承願いたいのであります。

○椎名(隆)委員 性病の問題についてちょっとお尋ねします。この法律が実施せられますと、今の児童が地下にもぐるものが相当あるだらうと私は思います。実例をあげてみますと、たとえば、私がパンパンを買ひに行つて、一、二回行きましたときに、私が相手方に対しまして脅迫する。今後はおれの言うことを聞け、おれの言うことを聞かなければすぐに告発するぞ、告発したならばお前さんは懲役に行かなければならぬ、かりにお前さんがのがれても、いわゆる場所を提供した家に迷惑をかける、今後おれの言うことを聞かなければいけないというのが、これがそもそもひものつく原因です。それで、ひもがついて、その結果、今

まつてくる。そうすると、女連中を動かして自分自身は食つていけるのですから、勢い、自分のいわゆる傘下にできる限り多くの女を集め、一定の営業場所、区域を定めて営業する。甲乙どちらがそれぞれ自分の持ち場を争うことになる。いわゆるばく打ちの暗場争いとなる。がそれで自分の連中のところに女が集まる時に、今までは自主的に全国性病予防自治会といふものがあつて——これは、昭和二十年の十一月の二十二日に花柳病予防法特例といふものができまして、二十三年五月に廃止され、そして現在の性病予防法といふものになつたのであります。私が、おそらく、この法案が可決せられれば、現在ある全国性病予防自治会といふものは解散せられるのではないかと思う。そしたらこの法律ができると同時に元春婦とか置屋とかいうものはなくなるかも知れないのです。花柳病予防法特例のときには病院施設についての規定がなかった。ところが、現在の性病予防法には施設の根拠がないのです。施設を設けなければならないときには病院施設についての規定がないのです。今後、この法案が可決せられ、そうして全国性病予防自治会が解散せられた場合、自主的に検診その他のをやつしていくことがなくなってしまう。そうすると性病はますます蔓延していく。健康日本ということを主眼にして、むしろ明日の日本の健康のためにこの法案が私は一番必要なん

だと考へる。御承知の通り、わが國におきましては、社会保障費といふものはきわめて少い。アメリカは、軍事費の次に、社会保障制度が確立せられてその歳出は第二番目になつておりますが、わが国は、肺病患者三百万に対しても、わずか百三十億にすぎないので、そういうような状態で、結局花柳病がますます蔓延し、これが家庭内に持ち込まれるとすれば、健康日本は決して作られなくなつてくる。この花柳病予防をどういうふうにして防ごうとなさいますか。一つ厚生省のお考えを承わりたいと思います。

ろ精神上の訓練といふようなことも大切だと思いますけれども、すでに冒されている性病患者、非常に悪質あるいは相当重大な深い病根に冒されておるような女性は現にたゞあることを考えまして、この後、保護措置といふものは最も大きな重点を置いて、この性病予防及びすでにかかるている者を何とか治療してやりたい、その設備に対しましては今後予算措置に当りましては遺憾なきを期することを実は私ども固く決意しておるのでございまして、いろいろな原因がございますけれども、なるべく病根を断ちたいといふことを主眼としておりまして、甘いと仰せられるかもしませんが、この法律が完全に施行せられれば、売春の勧誘及び施設の管理、場所の提供、周旋、資金の提供等の直接、間接の売春行為をさせる者を処罰いたしまして、そうして、要保護婦女子に対する保護更生措置を徹底させることによりましまして、幾分でも売春婦の絶対数が減ることから、性病に対する感染源を少しでもなくすることができれば幸いと考えております。

大した具体的な政策といふことでもございませんが、とりあえず、こうう問題に対しましては、散娼化して一般国民の中に溶け込んできた売淫者に対して、広く一般国民に正しい性病予防知識を教え、また、單にこれらの売淫者のみならず、相手方となる男子等に対しても十分なる教育を実施する必要があるのです。その措置を講じたいと思つております。また、散娼化しましての方法としまして、今後接触者調査を強力に実施いたしまして、特にその御心配の点に対しましては、政府当局といたしましても重大な関心を払いまして、この点がこの法律の成立するかしないかのポイントになるとまで考えて、実はその困難に打ちかかっていきたいといふ決意を固めておるものでござります。

○椎名(隆)委員 御承知でもございましょうが、一九四六年の四月十三日、フランスの議会において、左派社会党婦人代議士マルクス・リンセールの発案によつて売春禁止法が可決された。

男連中がちゅうちょしている間にさつとやつたのです。その売春禁止法が施行されると、さかさまに梅毒患者が三〇%もふえているのです。わが国においてもそつとうおそれがあるので、この禁止法が実施せられると同時に、反対に梅毒患者があえていくのぢやないか。それをどういふうにして防ぐことができるが幸いと考へております。

○長戸(春)政府委員 御指摘の通り、法におきましては、職務故質罪について、第八条の一項、十一条の二項、十二条、十三条の一項、二項、これはいずれも法定併科になつておるようですが、刑法との調和はどういうふうになつております。

○長戸(春)政府委員 お尋ねのように、刑法におきましては、職務故質罪については当然併科になつておるわけでござります。この法案におきましては、体刑としては、たびたび申し上げましたように、その他の法令との均衡において十年という刑期を設けた次第でございますが、われわれといつしましては、この二年間の猶予期間としては、たびたび申し上げましたように、その他の法令との均衡において十年という刑期を設けた次第でございますが、われわれといつしましては、この二年間の猶予期間を設けて、

○長戸(春)政府委員 たびたび申し上げますように、私どもは処罰が目的ではなく、責任をお持ちになることがでありますか。

○椎名(隆)委員 そうしますと、現在の陣容でこの法律が実施されたといふときに、責任をお持ちになることがでありますか。

○長戸(春)政府委員 たびたび申し上げますように、私どもは処罰が目的ではなく、責任をお持ちになることがでありますか。

○安田(盤)政府委員 保護更生を、各省にまたがつているものを何か統一できませんかといふ御趣旨でござりますが、私どもの考えいたしましては、この法案によりますところの婦人相談所といふのを一つの統一的な総合的な窓口にいたしたいと思います。法務省におかれましては、あるいは労働省の婦人少年室その他のにおきましては、この法案によりますところの婦人相談所といふのを一つの統一的な総合的な窓口にいたしたいと思います。

○安田(盤)政府委員 これが、労働省、厚生省、法務省、各省の方にお伺いしますが、労働省における保護更生の実をあげるよ

うに、厚生省における保護更生、それから法務省における保護更生、みなでんばらばらです。これを何とか統一して、平均に保護更生の実をあげるよ

うに、厚生省における保護更生、それから法務省における保護更生、みなでんばらばらです。これを何とか統一して、平均に保護更生の実をあげるよ

うに、厚生省における保護更生、それから法務省における保護更生、みなでんばらばらです。これを何とか統一して、平均に保護更生の実をあげるよ

うに、厚生省における保護更生、それから法務省における保護更生、みなでんばらばらです。これを何とか統一して、平均に保護更生の実をあげるよ

うに、厚生省における保護更生、それから法務省における保護更生、みなでんばらばらです。これを何とか統一して、平均に保護更生の実をあげるよ

○椎名(隆)委員 これは最も大きな問題だらうと思うのです。業態婦を婦人保護寮に入れる、あるいは婦人収容所に入れる、そうして更生させ出して出した場合、労働省と連絡をとつてうまく受け入れ態勢がでておるかどうか。われが国には潜在失業者が七百万、完全失業者が七十万、そこへもってきてこの業態婦、果してうまく受け入れ態勢ができるかどうかといふことが一つ。この業態婦連中に会つて話を聞いてみると、何も私は好きこのんでそこにいるのではない、もし私がこの商売をやつていないとするならば、肺病で病院に入院している自分の夫はどうなるか、子供も扶養しなければならない、と言ふ連中が非常に多いのです。自身は、どこへ行つても、まじめな生活をしろといふのは今すぐでも足を洗つてしまじめな生活ができるのだが、自分の背後関係はこういら状態で、やめることができないのだ、これが多いのです。かりに今一万円ずつ業態婦に贈ると、五十万人いるとすると五億一年を通じて六十億になる。業態婦だけを対象にしてこれです。それで、家族関係は生活扶助費をもらはばいいじゃないか、こうおっしゃられるかもしませんが、生活扶助費をもらうことときわめてきらうのです。この前も紅露政府委員のときによく申し上げたのですが、ちょうど自分の金でもくれるかのごとき状態で、もらいに行くことと自体を非常にいやがつてきらうのです。日本全国の統計をとつてみると、に、あの生活扶助費をもらっているのは韓國の人間が一番多いのです。日本も窓口は婦人相談所、こういう考え方でございます。

人自体ではんとうに困つて生活助賄をもらいたいという者はほとんどそぞらいう状態ですが、ひとり業態婦ばかりでなく、家族関係のことについてお考えをお持ちになつたことがおありでしようか。

○山下(春)政府委員 もちろん、その婦人の多くの人たちのうしろに家族がいることは常に考えております。仰せではござりますけれども、その家族たちを養うのに、生活保護法はいやだ、派手な生活はしたいということではない。しばらく婦人相談所におりまして、正しい道に立ち直らせる、これは非常に甘い言い方に聞えますけれども、そういうことで生活を正しく立て直すということも、この婦人相談所の非常に大きな仕事でございまして、私も常に考えておりますが、そらして正しい生活、正しい職業につきましても、その家族、病人とかあるいは子供たちを完全に養つていけないという場合には、厚生省の生活保護法をいやでも適用いたしまして、決して困らせないよういたしたいといら実は覺悟を持つておるのでござります。

○椎名(隆)委員 委員長の方から、委員諸君がなるべく早く結末をつけろと言つてきておるということでありますから、適当に切り上げますが、あと二、三点お伺いしたいと思います。聞きたいことはたくさんあります。

政府委員にお伺いいたしますが、旧憲法におきましては、「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問处罚受クルコトナシ」ということがあつたのですが、旧憲法においては条例での程度の刑罰を科せることになつていたか。

○角田説明員 この点につきましては、旧憲法時代におきましては、旧市制、町村制、府県制、いずれも同じうな建前になつております。營造物に関する条例においても、過料をつけることができるようになります。營造物にいわゆる刑事罰はつけることができない建前でござります。

○椎名(隆)委員 この条例の根拠法である地方自治法第十四条、この立法理由はどんなものでございましょう。

○角田説明員 私からあらためて申し上げるまでもないと存りますが、新しい憲法によりまして、従来の地方団体とは全然違つた意味におきまして、憲法の地方自治の規定に基きまして新しい地方自治法ができるわけでござります。結局、この十四条の規定の考え方と申しますのは、その地方団体といふものの自治権といふものをいかに考えるかというところから出発していると思います。同時にまた、条例は、その地方団体におきまして、地方団体の住民が直接選挙したところの住民の代表者である議会で制定した法規といふ意味におきまして、その条例といふものが従来の旧憲法時代の条例とは非常に意味の違つた一つの法的形式である、そういう意味におきまして、この十四条というものができ上つて いるのだと思ひます。

○椎名(隆)委員 これで最後の一点にしましよう。地方自治法の第十四条は罪刑法定主義と抵触するようなことはありませんか。なお、十四条の二は、アメリカの自治制度を母法としてとつたのでございましょうか。

○角田説明員 ただいまお答え申し上げましたことくに、私どもとしては、

その条例と申しますものは、正確なまます現ではございませんが、法律に準ずる法形式である。御質問の点は、總括的なものを条例に委任しておる点が問題です。その点につきましては、先ほど申し上げましたような条例の性質から申しまして、これは罪刑法定主義に反するものではないというふうに考えておられます。

なお、アメリカの法制を模倣したかどうかという点につきましては、これは別にそういうふうには私ども信じておりません。この規定は、昭和二十一年の十二月に、たしか国会の修正で入ったように記憶しております。当時そのような事情があつたかどうかについては、私、特別に承知しておらないのでござります。

○椎名(隆)委員 もつとお伺いたい点がたくさんあるのですが、遺憾ながらこの程度でもつて質問は打ち切つておきます。

○高橋委員長 他に質疑はございませんか。——なければ、本案に対する質疑は終了いたしました。

これより売春防止法案（内閣提出第一七一号）について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。池田清志君。

○池田(清)委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、政府提案の売春防止法案に賛成の意見を述べるものであります。（拍手）

この法案は、政府は、終戦後都会といわゞ地方といわゞ、地に落ちた性道德の実相を把握し、風俗の壞乱しておりまする実相を見きわめまして、性の

道に肅正を与えんとの決意をなし、しかも、第二十二回国会の衆議院において議決をいたしました事柄を順奉し、さきに売春対策審議会を作り、これに詰問をいたし、その答申に基きまして、法律の範囲内においてこの目的を達成せんとするために提案されたものであります。その内容といたしましては、婦女人権を保護せんとする立場からいたしまして、売春の道に転落することを防止し、不幸にして転落しておられます婦女の方々に保護の道を与えるために、各種の保護更生施設を昭和三十二年四月一日から実施をいたし、これによりまして、指導機關を設け、売春の道にいそしんでおると申しますか、落ちておる方々がないようによろうということを第一義といたし、もしもそれ、そういうようなことをやりましても、なおかつその道に落ちておる方があるといたしますならば、売春ということを定義をいたし、売春自体は倫理規定といたしまして、刑罰をもつて臨むのはありませんが、売春を目的とするところの勧誘や周旋や場所を貸すこと等、すなわち、売春を本丸といったしますならば、その外堀から埋めていきますして、結局売春を絶滅しようといふところにそのまた第二の重点を置いております。

まするならば山門の両側に立てておる  
仁王様の姿そのものでありますけれど  
も、その心は本殿に座しますみ仏のお  
心であるうと思うのであります。もちろん、この法律だけをもつて性的道を  
肅正することはできません。その他、  
文教的施策において、あるいはまた道  
徳的施策において、政府は大いにやる  
べきであります。(二)でまた国民の方々  
の自肅自戒をお願い申し上げます。  
・今日の段階におきましては、この法  
律をもつて最適のものであると考え  
画期的な法案であると考えまして、私  
は満腔の賛成を表するものであります。  
(拍手)

○高橋委員長 次に吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 私は、日本社会党を  
代表いたしまして、本法案に賛成をす  
るものであります。(拍手)  
われわれ日本社会党におきまして  
は、さきに壳春についてその防止、保  
安処分、保護更生対策など各般の内容  
を持った壳春法案を本国会に提案いた  
しましたが、本日これが撤回の手続を  
し、御了承を得た次第でござります。  
よつて、私どもは一応何ゆえに賛成す  
るかの趣意を申し述べたいと存じま  
す。

いろいろと性道徳の頽廃が論議され  
ておりましたが、要するに、これは、  
政治の貧困と社会保障の欠陥が最大の  
原因であるという認識に立たなければ  
なりません。これを忘れまして、いた  
ずらに現在の性道徳の荒廃せることを  
嘆くということは、まことに政治家と  
して、これが対策としまして、われわれは  
壳春に関する広範な内容を持ちました

法案を提出いたしました。これは百二  
条に上るものでござります。この法案  
と政府案とを比較いたしてみます  
と、これは答弁に立たれました政府當  
局においてもお認めになつておること  
くに、たとえば、今回の政府案は保安  
処分が全然欠如いたしてあります。ま  
た、保護更生に関する各般の施設規定  
はまことに不備そのものでございま  
す。これらの規定が完全するにあら  
ざれば、真に売春法の体をなさざる  
ものであるということは、おそらく多  
くの人があつてお認めになるもので  
あろうと思つております。ただ、根  
本におきまして、売春行為に対する処  
罰規定を置くかどうかということが非  
常に重大な論点として審議会以来論ぜ  
られてきたのでございました。この点  
がわれわれの主張と政府案とははだ  
しく食い違いました点でござります。  
けれども、売春対策審議会におきまし  
て、政府の方あるいは会長を除く十八  
名の委員のうち十名までは、売春行為  
に対する処罰規定を置くべしという御  
意見に一致したのでござります。こう  
いうことを考えてみましても、売春行  
為に対しましては軽い処罰をもつて臨  
み、一方においては選択的に保安処分  
をなす、それは裁判官の良識に待つて  
処置をすべきである、かくして、保安  
処分におきましては、あるいは保護觀  
察に付し、あるいは矯正教育を施し、  
各般の綿密丁寧なる手続をいたしまし  
て、そして保護更生に対する広範な  
施設にこれを迎え入れるということに  
いたしますことが、これが私ども現  
在の売春対策いたしまして最も重要  
なねらいでなければならぬと信ずるの  
でございまして、よつて、これらの内容

を広範な規定に盛り込みまして提出したわけでございます。さりながら、このたびこれを撤回いたしましたのは、全国のこれを熱望せられるところの人々、たとえば、三十三団体などは、十円、二十円という小さな醸金をして、ただいまもここに十万の醸金者の署名をもつて、どうか本日これがここを通過して成立するようとに熱願の結晶を書類にして持ってきておられるのあります。が、こういうような血の出るような思いをもつて正しい壳春法の制定を望まれるところの數十万の人々浦々の日本の良心の結晶、こういうものが本日この法案の成立せんことを熱望しておられるのでございまして、私どもは、この全国の正しい良心にこたえることが国会の責務であるという観点に立ちまして、政府案は不完全である、それはざる案であるとはまことに妙な表現であるけれども、審議会会長のおっしゃった、こういうよろくな完全なものではありますけれども、将来的の充実を期し、将来の改正を期しながら、現在保安処分については審議会においても検討中であるということに希望みを嘱しまして、また、他面、全国にはうはいとして起りつつありますところの、完全な壳春関係の法規の制定といふものに全国民が熱情をさきげておられることに大きな期待を持ちまして、まだ、われわれ立法府にある限り、わが党といったしましても、ほんとうに画期的なこれらの法律の将来の完成を期すということを心の中にひそかに期待をいたしまして、わが対案を取り下げ、そして政府案に同調するに至つた次第なのでございます。いわば、白奴解放といいますか、実に世紀的なる

立法であるこの売春法はおしまして大きな時代的、文化的、理想的意義をすら感するのでございます。こういう政府とともにいたすということを決意いたしまして、この法案の成立を望み、政府案に賛成するに至った次第なのでござります。

簡単でありますけれども、賛成の趣旨を述べました。(拍手)

○高橋委員長 次に、志賀義雄君。

○志賀(義)委員 本日、当法務委員会におきまして、売春防止法案が満場一致で通過しようとしております。これは、戦後十年間、日本の国民の半ば以上を占める婦人の世論を代表して民主的な諸団体が努力せられた結果であります。私は、明治のころから多年迫害の中にこの法案を成立させるために努力してこれらた先覚者に対して、心からの敬意を表したいと思います。

この法案は、なお不備な点はあります。しかし、その要點において、第一に、第四条に人権を侵害しないことを規定しております。また、私ども共産党では、単純売春はこれを反対してはならないという立場に立つております。単純売春は、社会全体の力、国家の力をもつて、全力をあげて施設を十分に行うのでなければ、とうてい防ぎとめることができないものであります。この単純売春といふことの問題は将来に待つことにしまして、ともかくにも、不幸な女性を売春に引き入れるあらゆる要素を今日この法律によって取り除くことに着手するのでありますから、私どもはこれに賛成するものであります。

て、この法律を法務省が率先して忠実に履行する、その間人権を十分顧慮して実行するという心がまえでやつていただきたいと思うのであります。このことについては、全国民の半ばを占める婦人が、世論の力としてこれを要望しております。国民の大多数がこれを切実に要求しておるのであります。そのことを忘れずに、この逐条説明書は、参議院の審議過程において法務省がいさぎよく撤回され、この法律を忠実に運用するという心がまえになれるることを希望しまして、私はこの法案に賛成の討論を終る次第であります。

(拍手)

○高橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

(拍手) これより採決いたします。売春防止法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○高橋委員長 起立總員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

(拍手) なお、ただいま議決せられました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議がなければ、さよなら決定いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後七時四十四分散会

〔参照〕

売春防止法案(内閣提出)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

衆議院法務委員会議録第三十一号中  
正誤

三	段	行	誤	正
三				
六				
○片山委員				
○片山哲君				